

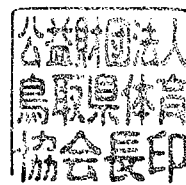
大



体 協 第 488 号
令和 2 年 2 月 25 日

鳥取県知事 平井伸治 様

公益財団法人鳥取県体育協会
会 長 中 永 廣 樹



令和 2 年度事業計画書について (提出)

このことについて、鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プールの管理運営に関する協定書第 19 条の規定に基づき別紙のとおり提出します。

令和2年度

鳥取県立鳥取産業体育館
鳥取県営鳥取屋内プール

委託業務に関する事業計画書

1 管理運営の基本的な考え方

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、社会的に自立していく力を蓄え、若いうちに芸術・文化・スポーツやボランティアなど様々な事柄に伸び伸びと挑戦し、経験を積むことができる環境づくりに取り組んでいきます。

(1) 管理運営の方針

委託業務の遂行にあたり、県民が広く利用する公の施設として、お客さまにとって快適な施設の環境づくりや産業とスポーツの振興、県民の健康増進および鳥取産業体育館・鳥取屋内プールの利用の促進を目指します。

① 鳥取産業体育館・鳥取屋内プールの設置目的と役割の理解

当館は、「体育施設の設置及び管理に関する条例」に基づき、スポーツと産業を振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するために設置されています。

また、すべての県民が豊かなスポーツ文化を享受できる鳥取県を目指して、鳥取県スポーツ推進計画の基本方針にそった具体的施策の展開を推進することが求められています。

当館を本県のスポーツ・産業の拠点施設として、県、各市町村、各種スポーツ関係団体ならびに県民と相互に協力しながら、安全・安心な施設を提供し、これまでのノウハウを最大限に活かし、県のスポーツ・産業振興の発展につくす管理運営をおこないます。

② 鳥取県との連携確保と協働

鳥取県のパートナーとして施設運営に携わることで、地域社会の課題を克服し、鳥取県との対話を密にして連携を確保し、相互の理解と知識、ノウハウを結集した事業を協働しておこなうことにより、新たな県民サービスの創出と地域の活性化をめざします。

③ 鳥取県の政策および施策の理解

鳥取県のスポーツ・産業の振興のための事業をおこなうにあたり、「鳥取県の将来ビジョン」、「鳥取県スポーツ推進計画」、「鳥取県教育振興基本計画」、「子育て王国とっとり」、「あいサポート運動」などの政策・施策を理解し、その施策と連動し推進する施設の運営や事業をおこないます。

④ 施設の公正公平な利用の確保

当館をお客さまが利用されるにあたり、公平な利用の確保とユニバーサルデザイン化による年齢・性別・障がいの有無・国籍などによるハンディを克服し、職員全員が施設の設置目的や関連規定について理解し、施設運営をおこないます。

ア 誰もが公平に利用できるための条例等の理解

地方自治法第 244 条第 2 項および第 3 項では、「正当な理由がない限り、住民が施設を利用することを拒んではならない」「不当な差別的取扱いをしてはならない」とあります。地方自治法を含めた関係法令にもとづき、適正な利用許可や調整をおこない、公平性を確保します。

イ 利用の許可について

産業体育館設置条例第6条及び体育施設条例第7条の規定に基づき、鳥取産業体育館・鳥取屋内プールの利用の許可をおこないます。

ウ 利用の制限などについて

指定管理者として産業体育館設置条例第7条及び体育施設条例第8条の規定に基づき、鳥取産業体育館・鳥取屋内プールへの入館を拒みまたは退去を命じます。

エ 措置命令

指定管理者として産業体育館設置条例第8条及び体育施設条例第9条の規定に基づき、鳥取産業体育館・鳥取屋内プールの適正な管理をはかるため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命じます。

オ 利用許可の取消し

指定管理者として産業体育館設置条例第9条及び体育施設条例第10条の規定に基づき、利用許可を取り消します。

カ 優先利用の受付について

優先利用の調整にあたっては、仕様書および鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取屋内プール施設利用申込マニュアルにしたがっておこないます。

キ 減免利用の受付について

減免措置や利用料金の受領においても関係法令の遵守や仕様書にのっとり公平公正に取り扱います。

ク 人権尊重のための職員研修

年2回の人権研修参加を義務づけており、平成28年4月1日から施行された「障害者差別解消法」に基づき、現在もサービスや情報提供などでお客様を区別することなく対応しています。令和2年度も、「鳥取県手話言語条例」、「あいサポート運動」、「鳥取県障がい者プラン」などを積極的に推進していきます。

ケ 適正な利用許可と予約システムの運用体制

体育施設条例第7条の規定および仕様書に基づき適正な利用許可をおこないます。

⑤ 鳥取産業体育館・鳥取屋内プールの管理運営コンセプト

当館は、鳥取県の将来ビジョンである『みんなで創ろう「活力 あんしん 鳥取県」』をもとに、令和2年度も、鳥取県のスポーツ・水泳の拠点、県民の健康・体力づくりの場として、新たなサービスを提供し、施設管理運営のさらなる発展と向上に取り組みます。

⑥ 鳥取県の施策・課題にもとづいた管理運営の基本方針

国の第2期スポーツ基本計画、鳥取県の施策や課題、施設の設置目的、特徴、周辺環境、お客様のご意見、外部評価での指摘事項などの課題があると考えます。これらの課題に対して、鳥取産業体育館・鳥取屋内プール管理運営の基本方針にのっとり、県民の期待に応える管理運営をおこないます。

⑦ 鳥取産業体育館・鳥取屋内プールの管理運営の基本方針

令和2年度に臨むにあたり、取り組むべき課題を認識し、スポーツを「する」「みる」「ささえる」といったさまざまなかたちで積極的に参画し、すべての県民がスポーツを楽しみ、人生をいきいきとしたものにする場を提供します。

そして、PDCAサイクルにそった体制をつくり、つぎの12項目を管理運営の基本方針とします。

基本方針

- 方針1 公平な利用を確保しながら安全で安心していただける施設管理
- 方針2 お客さまへのサービスの提供と利用確保
- 方針3 収入の確保と経費の節減
- 方針4 鳥取県の施策と連携した施設管理
- 方針5 本県スポーツの普及・振興や県民の健康増進の推進
- 方針6 地域や法人などと連携した施設管理
- 方針7 省エネルギー・省資源・リサイクルなどの環境に配慮した施設管理
- 方針8 組織・人的資源や管理実績を生かした管理運営
- 方針9 法令遵守を徹底し、評価を適正におこなう施設管理
- 方針10 職場環境を改善し優秀な人材確保とモチベーションの高い施設管理
- 方針11 スポーツ・産業に関する積極的な情報提供・公開
- 方針12 障がい者が暮らしやすい社会づくりの推進

方針1 公平な利用を確保しながら安全で安心していただける施設管理

- 1 「とっとり施設予約サービス」の適切な運用をおこないます。
- 2 産業体育館設置条例第6条及び体育施設条例第7条の規定に基づき、適切な利用の許可をおこないます。
- 3 施設の設置目的や仕様書、施設利用申込マニュアルにしたがって公平な利用をしていただきます。
- 4 お客さまが施設を利用するうえで必要な指導・助言および付属設備、備品の準備ならびに使用方法と注意事項の説明などをおこないます。
- 5 プールについては、監視体制の強化を徹底し、入水されるお客さまの安全確保を図ります。
- 6 お客さまにとって安全で快適な施設であるため、職員による巡視・巡回や施設設備の点検、専門業者による検査などを徹底します。
- 7 事故や災害の発生を想定したマニュアルを作成するとともに、万が一の場合に備えその訓練をおこないます。
- 8 収入確保のため、スポーツの普及振興に支障のない範囲で、コンサートなどのイベント等も積極的に受け付けます。

方針2 お客さまへのサービスの提供と利用確保

- 1 施設の機能を十分に活かし、お客さま本位のサービスを提供します。すべてのお客さまに満足していただけるよう、明るく親しみのある接客・接遇をおこないます。
- 2 各競技団体、産業・文化団体等と連携し、各種大会・展示会・イベント等の開催・誘致等に取り組みます。
- 3 「2020年東京オリンピック・パラリンピック」などの開催を契機として、子ども達がトップアスリートに触れることで、夢や感動を与えられる機会を提供します。
- 4 「鳥取県スポーツ推進計画」の基本方針にそって、さまざまな年齢層に対応したスポーツ・水泳教室を開催します。
- 5 お客さまに快適な環境を提供するよう環境衛生の徹底を心掛け、観葉植物・花や季節の飾りつけなどでくつろげる空間を創出し、親しみをもっていただける施設にします。
- 6 障がいの有無や性別等に関係なく、誰でも気軽に利用できる施設にします。
- 7 施設の空きスペースの有効利用（情報コーナー・芝生広場など）により、スポーツの情報提供や子どもの遊び場として子育て支援活動を積極的に推進します。
- 8 施設の有効利用として、体育館ステージ、2階ロビー、体育館会議室等をサークル活動などの利用を可能にします。
- 9 Wi-Fi環境を整備し、Wi-Fiが利用できるようにします。
- 10 ロビーに健康チェックコーナーを設置し、自分の健康状態を運動前にチェックができるようにします。
- 11 お客さまのご要望に応じて、大会開催などにもなう早朝開館などの開館時間変更に柔軟に対応します。
- 12 お客さまのご要望に応じて、コピーやファクシミリなど有料で対応します。

方針3 収入の確保と経費の節減

- 1 スポーツ教室・各種大会を拡充し、参加料の確保につとめます。
- 2 利用者の増加をはかるため、関係団体などに直接出向くなどの積極的な営業活動をおこない、収入の確保につとめます。（合宿誘致と広報活動の充実）
- 3 スポーツ・産業を中心に各種イベント事業を開催し、収入の確保につとめます。（短期教室、体験教室、フリーマーケットなどの開催）
- 4 清涼飲料水などの自動販売機や飲食業者の出店による手数料の確保につとめます。（自販機数の拡充・新規物品の取り扱い）
- 5 職員全員が節電、節水をはじめとして、あらゆる経費の節減に向けた取り組みをおこないます。（鳥取県版環境管理システム（TEASⅡ種）、節電・節水の徹底）
- 6 お客さまにも利用に支障のない範囲で、可能な限り経費節減への理解と協力を求めます。（節電・節水の協力）
- 7 清掃業務、植栽管理などの多くを職員で実施するなどし、現在業者に委託している業務内容についても見直します。
- 8 館内の照明を可能な限りLED照明に変更し、光熱費の削減につとめます。
- 9 産業関係団体に対して積極的な営業活動を行い、収入の確保につとめます。

方針4 鳥取県の施策と連携した施設管理

- 1 「鳥取県スポーツ推進計画」、「鳥取県の将来ビジョン」など、鳥取県の政策・施策について積極的に推進します。
- 2 ライフステージに応じた運動・スポーツ機会の確保・推進します。
- 3 地域におけるスポーツ人材の育成とスポーツ環境を充実させます。
- 4 学校体育と運動機会の充実による子どもの運動・スポーツの基礎づくりをおこないます。
- 5 競技力の向上に向けたジュニア期からの育成をおこないます。
- 6 あいサポート運動、手話言語条例等を積極的に推進します。
- 7 子育て王国とつとりを推進します。
- 8 スポーツ体験会開催によるジュニアアスリートの発掘につなげます。
- 9 鳥取県が開催する大会、行事などについては、他の利用者と調整をはかりながら円滑な開催につとめます。
- 10 災害が発生したときには、鳥取県や鳥取市と連携体制をとり、鳥取県地域防災計画（平成27年度修正）にそって適切に対応します。
- 11 「2020東京オリンピック・パラリンピック」および「関西ワールドマスターズゲームズ2021」の開催を契機に、事前トレーニングキャンプ誘致を推進します。
- 12 とつとり県民の日（9月12日）を積極的にPRし、当日の個人利用を無料開放することで、県民の日の周知と利用の促進につなげます。

方針5 本県スポーツの普及・振興や県民の健康増進の推進

- 1 体育協会の加盟団体や鳥取県をはじめとした関係機関との連携・協働による、本県の生涯スポーツの普及・振興や競技力の向上に取り組めます。
- 2 水泳に特化した施設の機能を十分に発揮しながら、職員の水泳を専門とする知識を活かして、お客さまのニーズに応じたサービスを提供します。
- 3 産業関係団体などと連携して、各種展示会やイベントを開催・誘致し、産業の普及振興に取り組めます。
- 4 関係各所と連携をとり、指導者・保護者・学校そして地域と一体となりスポーツが好き・運動が好きな子どもを育てるよう協力します。
- 5 鳥取県が包括提携をおこなっている事業で、スポーツ普及振興につながるものを取り入れて協力します。（ジュニア世代を対象とした大会の開催など）

方針6 地域や法人などと連携した施設管理

- 1 地域の声を反映する施設管理につとめ、地域の活性化に貢献します。
- 2 地域ボランティアやNPO法人と連携した施設の美化活動などに取り組みます。
- 3 生徒、学生などの職場体験、実習の場として積極的な受け入れを推進します。
- 4 地域の学校や保育園、幼稚園、公民館と連携し、運動指導・部活指導などに職員を派遣します。
- 5 大会など行事で施設駐車場が満車となる場合は近隣の民間施設と連携をとり、駐車場の確保に努めます。

方針7 省エネルギー・省資源・リサイクルなどの環境に配慮した施設管理

- 1 鳥取県版環境管理システム（TEASⅡ種）を実践し、環境に配慮した管理運営につとめます。
- 2 省資源、省エネルギー、リサイクル活動の実践や環境に配慮した施設運営をおこないます。
- 3 LED照明による節電、太陽光発電システムなどの自然エネルギー導入を積極的に推進します。
- 4 アイドリングストップの協力・理解をいただくよう啓発につとめます。
- 5 グリーンカーテンを設置し、夏場の消費電力をおさえるとともに、地球温暖化防止のためにCO2の削減を推進します。

方針8 組織・人的資源や管理実績を生かした管理運営

- 1 長年にわたる施設管理をとおして蓄積した経験・ノウハウを生かした管理運営をおこないます。
- 2 体育協会として、多くの加盟団体や専門的知識・技術を有する人材を抱えている特性を十分に発揮して管理運営をおこないます。
- 3 当館では、様々なスポーツを専門とする職員を配置し、その特性を発揮した、スポーツ・水泳教室など開催することにより、スポーツ・水泳の普及振興を推進します。
- 4 お客さまや関係団体との信頼関係を大切にし、ご意見ご要望に応える管理運営をおこないます。（施設改善委員会等）

方針9 法令遵守を徹底し、評価を適正におこなう施設管理

- 1 さまざまな研修を徹底して、すべての職員が個人情報の適切な管理など、法令を遵守した管理運営をおこないます。
- 2 各施設でPDCAサイクル（注1）により自己評価をおこないます。
- 3 外部の方による評価委員会を設置して管理運営に関する意見をいただきます。
（外部評価委員会）

※注1…計画（plan）・実行（do）・評価（check）・改善（action）の頭文字を使った継続的な業務改善を推進する手法

方針10 職場環境を改善し優秀な人材確保とモチベーションの高い施設管理

- 1 職員のワーク・ライフ・バランスの向上（注2）を推進し、積極的な年次有給の取得など、仕事と生活が両立できるようつとめます。
- 2 男女共同参画推進企業の認定を受けるなどして、職員の育児休暇の取得や介護について積極的に支援します。
- 3 産休・育休の取得を推進し、女性はもちろん男性の育児休暇取得ができる環境づくりをおこないます。
- 4 利便性の向上をはかるため、採用、教育・研修、管理及び組織化の強化に取り組んでいきます。
- 5 職員の年次有給休暇取得率を令和2年度は政府目標である70%に達するよう、積極的な年次有給取得を推進します。

※注2…仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（内閣府）

方針11 スポーツ・産業に関する積極的な情報提供・公開

- 1 情報弱者に配慮し、インターネットを利用したスポーツに関する情報提供・公開を積極的におこない、より多くの方に情報提供します。
- 2 ホームページをリニューアル（多言語化、ユニバーサル対応など）し、利用状況やスポーツの情報を発信し、より魅力のあるものにします。
- 3 SNS（Facebook・Instagramなど）によるイベント・展示会、大会等やスポーツの情報を積極的に発信します。
- 4 迅速な連絡をおこなうために、スポーツ教室参加者へのメールによる情報提供（承認をいただいた方の登録制）を推進します。
- 5 各関係団体や管理施設と協力し、イベント・展示会・スポーツ情報の提供をおこないます。（競技団体の大会情報や結果等）

方針12 障がい者が暮らしやすい社会づくりの推進

- 1 スポーツ・水泳教室や交流スポーツイベントを、一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会等と連携し、取り組んでいきます。
- 2 障がい者就労施設、シルバー人材センターなどから物品・役務の調達を積極的におこない、受注機会を確保します。（障害者優先調達推進法）
- 3 職員の「あいサポート研修」、「手話研修」などを推進し、障がい者を知り、理解を深めることで安心して施設を利用していただけるようにします。
- 4 障がい者の利用促進を図るため、人権研修・認知症サポーター研修の受講や障がい者スポーツ指導員の資格を取得していきます。
- 5 東京パラリンピックに取り組んでいる選手の方が利用される時の協力を職員が積極的におこないます。

(2) 他の施設管理の実績

鳥取県体育協会（以下「本会」）は、平成7年に鳥取県立布勢総合運動公園の管理を皮切りに、鳥取県内のスポーツ施設の維持管理に携わってきました。現在も鳥取産業体育館・鳥取屋内プールを含めた県内7施設の管理運営をおこなっています。令和2年度もこれらの施設と連携した管理運営をおこない、施設管理と一体となった本県のスポーツ振興に取り組めます。

① 体育協会の組織と基本方針

県民のスポーツ実施率 65%の目標に向けた取り組みや競技力向上を推進するために、鳥取県における66のアマチュアスポーツ団体と連携し、県民に夢と感動と活力をあたえるスポーツ活動推進の基本方針を推し進めてまいります。

② スポーツ施設の管理運営に適した人材

国民体育大会をはじめとした全国大会などで活躍するアスリートやさまざまなスポーツ・武道指導をおこなうことができる人材を多数雇用しています。

全国でもこれほどの人材がそろっているスポーツ施設は珍しく、施設を実際に利用する競技者、指導者としての目線で、各種スポーツ・武道に特化した施設の管理運営を可能としています。

また、スポーツ指導資格にくわえて、上級体育施設管理士をはじめとした、スポーツ・武道施設管理に特化した有資格者が多数おり、より安全・安心なサービス提供を可能としています。

③ 体育施設の管理運営

鳥取県および米子市から指定管理者に指名された体育施設の適正な管理運営をとおして、県民の体力維持・増進とスポーツ振興をはかっています。

また、スポーツ・武道を専門とする豊富な人材と長年にわたる施設管理のノウハウ、本会に加盟するスポーツ関係団体と連携した魅力を活かし、指定管理者制度に幅広く対応した運営をおこないます。

④ 施設間のバックアップ体制

災害発生時に施設に被害があった場合等、また、各施設でのイベント開催時には、広報活動や人的支援などで相互にバックアップできる体制をとります。

2 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

当館のサービス・事業の内容は、利用者にスポーツ活動や文化活動をコミュニケーションを通じ、「安全で」「楽しく」「気軽に」利用していただけることが、最大のサービス提供と考え、その環境づくりに取り組んでいきます。

(1) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

本会は、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができる社会を目指します。

また、同法の理念を具現化するために、さまざまなアイデアでスポーツを中心として、鳥取産業体育館・鳥取屋内プールの管理運営の基本方針にもとづいたサービスを提供し、「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大を目指します。

① 安全性を重視してスポーツ・産業を中心に施設効用の最大限の発揮

鳥取産業体育館・鳥取屋内プールとしての効用を最大限に発揮するために、施設の安全性についてはもちろんのこと、コンプライアンスやスポーツ基本法、鳥取県の政策・施策をしっかりと理解し、これらにもとづいたサービスを実施することが必要であると考えます。

本会は、とくに第2期スポーツ基本計画、鳥取県スポーツ推進計画を中心に、県民それぞれのライフステージに対応したサービスの提供に力をそそぎます。

ア 鳥取産業体育館・鳥取屋内プールの施設価値を高める取り組み

本会は、スポーツをつうじてお客さまのニーズや周辺地区からの要請、鳥取県の政策・施策に対し、これまで鳥取産業体育館・鳥取屋内プールでおこなってきたサービスの拡充をはかるとともに、下記の4つの取り組みを重点課題としておこない、施設価値を高めます。

1. スポーツをつうじた県民の健康増進
2. 子どものスポーツ機会の充実
3. 競技力向上
4. スポーツによる地域・経済の活性化

イ スポーツをつうじた県民の健康増進策の必要性

鳥取県は老年人口が平成29年10月1日現在で30.9%となり過去最高を記録しています。さらに、国民医療費は年40兆円に達し、その中で、さまざまなスポーツによる運動プログラム開始から3年後の実施者と非実施者との年間医療費を比較したところ、年間で一人あたり10万円の医療費抑制効果があるとの調査結果があります。

そのため、県民の健康寿命を延ばすためにも幅広い世代に対して、身近にスポーツに親しめる環境づくりを進める必要があります。

ウ スポーツに親しむ環境づくり

スポーツを身近に感じていただくために、気軽に鳥取産業体育館・鳥取屋内プールに足を運んでいただける取り組みが必要と考えます。

快適な運動環境を実現するために、照明のLED化を推進し、明るく利用しやすい環境づくりとコスト削減をはかります。

また、地域住民の憩いの場としてロビーを快適に利用できるよう、ロビーに緑を配したサロンコーナーや情報コーナーを設置し、快適な時間を過ごしながら、気軽にご利用いただけるようにします。

エ ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進

県民の健康づくりを推進するために、さまざまなライフステージに応じた運動プログラムをさらに充実させる必要があります。自主事業としておこなっているスポーツ教室・水泳教室を拡充し、地域住民を対象とした出張指導をはじめとするさまざまなイベントを充実させます。

鳥取県民の健康寿命を延ばし、いつまでも元気にすごすことができるよう、とくに高齢者のスポーツ活動機会を充実させ、生涯スポーツとして推進します。

オ 障がい者スポーツの普及と振興

障がい者スポーツの普及・振興のため、職員の障がい者スポーツ指導員資格の取得を推進し、障がい者スポーツの理解を深め、障がいの有無にかかわらず参加できるスポーツプログラムを実施します。

また、障がい者のスポーツ・レクリエーション機会の充実のために、一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会と連携し、専門性の高いプログラムが提供できるようにします。

カ スポーツによる地域・経済の活性化

鳥取産業体育館・鳥取屋内プールは、鳥取空港からのアクセスがよいという特性を活かし、スポーツツーリズムを推進し、地域・経済の活性化を推進します。（ようこそ、ようこそ鳥取県の実現）

② お客さまの利便性、安全性を向上させるための環境づくり

誰でも安全・安心で快適に施設を利用いただくために、施設内を常に清潔に保ち、破損などが出た場合には即日対応します。施設の瑕疵（かし）などでけがをしないように点検を徹底し、快適に施設を利用できる環境をつくります。

また、お客さまの利便性を向上させるために、わたしたちはこれまでに実施した取り組みについて、充実と継続をはかり、新たな要望に対しては、可能な限り迅速な対応をします。

（以下の安全管理等の詳細は、第5章事故・事件の防止措置と緊急時の対応に記載）

ア 誰にでも安全・安心で快適な環境づくり

当館はバリアフリーに対応しており、年齢や障がいの有無にかかわらず利用できます。

また、特にプールはお客さまに安心して利用いただくために、監視員を適切に配置し、職員全員が心肺蘇生法訓練（AED 取扱含む）と救助訓練を毎月実施しています。また、プールは裸で入るため、プールサイド、プール内に危ない箇所があると、けが等の原因となります。このことから、さらに安全を高めるために日々の巡回や安全対策を強化します。

イ 施設の特性に応じた安全利用の確保（8項目）

巡回と点検の実施による安全・安心な施設の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員による巡視・巡回や施設・設備の点検（1日2回以上）を実施します。 ● 外部委託している専門業者による検査（月1回以上実施）などを徹底します。
施設・設備を利用するための準備や片付けに関する説明と補助	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設を利用するうえで必要な指導・助言および付属設備、備品の準備をします。 ● 使用方法と注意事項の説明などをおこない、はじめての方でもわかりやすいご案内をします。（受付時毎回） ● はじめての方や説明だけではわからないという方には、職員が操作説明や用具の準備、補助をおこないます。
熱中症対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 熱中症の予防のために、高温多湿期には毎日巡回時にWBG（暑さ指数）計を使用した測定をおこないます。 ● 測定結果と水分補給や適度な休憩をすすめる注意喚起を掲示し、熱中症予防に活用します。
健康チェックコーナーの設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康チェックコーナーを設け、運動前後の健康管理のためのチェック表を掲示します。 ● 血圧計・体重計などを設置することにより、施設をより安全・安心してご利用いただけるようにします。
感染症予防に関する対策	<ul style="list-style-type: none"> ● インフルエンザなどの感染症対策として、注意喚起をおこなうとともに、館内にアルコール消毒液を設置します。 ● ノロウイルスなどへの対応としてマスクや塩素系消毒液などを常備し、吐しゃ物などの処理を迅速におこなえるようにします。
スポーツ教室事業での安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導者と打ち合わせをおこない、指導内容などを確認し、事故防止策を徹底します。 ● お客さまの声などの確認をして、課題を見つけ改善につなげます。
職員の危機管理対策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎朝、朝礼を実施し、前日の異常箇所の有無や必要な情報を職員が共有します。 ● 危機意識を高め、非常時にお客さまへの説明・避難誘導ができるよう対応します。
けが等への対応のため製氷機の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 大会や練習等で起こった捻挫等のけがへの対応の為製氷機を設置します。 ● 氷でアイシングするとともに、職員が可能な限り応急処置もおこないます。

ウ 緊急時の即応体制の構築と維持（6項目）

事故や災害時における迅速な対応をおこなうために、館長を危機管理責任者とし、本会事務局や他の管理施設と連携した即応体制を構築します。

また、鳥取警察署や鳥取消防署、医療機関などと綿密な連絡体制をとることにより緊急時に迅速な対応ができるようにします。

さらに、平時から職員が緊急時に即応できるよう応急処置や避難誘導訓練をおこなうことで、その対応能力を常に維持し、鳥取産業体育館・鳥取屋内プールを安全・安心な施設として管理運営します。

緊急時のマニュアル整備と訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故や災害の発生を想定したマニュアルを整備するとともに、万が一の場合に備え職員全員がその訓練（年2回以上）をおこないます。
避難誘導と制服・名札の着用	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急時の職員による避難誘導マニュアルを作成し、火元責任者と避難経路を各施設に掲示します。 ● 職員と一目でわかるよう名札およびスタッフ制服の着用を義務づけ、いざというときにお客さまから声をかけていただけるようにします。
全国瞬時警報システム（J-ALERT）の日常点検	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検（週1回または鳥取県危機管理局危機対策・情報課からの指示によりそのつど）を実施し、災害発生時に緊急放送が確実に伝えられるようにします。
救命講習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急手当指導員資格を取得している職員による普通救命講習（応急手当、AED操作などの総合訓練）を毎月2回以上実施します。 ● AEDの操作、CPRの動作を訓練し、全職員が万が一の事故などに対応できるようにします。
AED設置場所の掲示と日常点検の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 館内・敷地内での事故に備えて、お客さまに周知できるようAED設置場所を館内各所に掲示します。 ● 1日1回のAEDの点検を確実におこない、緊急時に確実に使用可能なようにします。
弾道ミサイル発射時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 近年、大陸間弾道ミサイルの発射が懸念されることから、ミサイル発射時のマニュアルを作成し、屋内への避難誘導が迅速におこなえるようにします。

エ 火災発生時の対応

火災報知機などの警報装置が作動した場合は、すぐに火元の確認をおこない、初期消火、避難誘導、消防への通報など迅速な対応ができるよう、日ごろから訓練をおこないます。

オ 地震発生時の通信手段

震災発生時は通信規制がおこなわれ、電話がつながりにくい状態になります。東日本大震災などではメールなどのパケット通信は、通信規制がおこなわれなかったことから、「災害用伝言サービス」やメールを震災時に本会事務局や関係機関との連絡手段として確立するよう震災対応マニュアルを再整備しました。

カ 急病や負傷への対応

当館をご利用のお客さまに、万が一、急病や事故などが発生した場合には、職員が AED や救急用具を持ってすみやかに現場に急行し、けがなどの状況確認をおこない、119 番通報をおこないます。また、夜間救急病院を館内に掲示し、傷病者の状態や希望に応じて対応します。

キ 用具・設備・施設の安全管理

備品の日常点検	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検において、貸し出しする備品などは、「貸し出し備品確認表」に異常の有無を記載し、毎日の巡回時に目視・触診での点検をおこないます。
館内用スリッパの点検	<ul style="list-style-type: none"> ● お客さまが使用されるスリッパは、巡回時に清掃をかねた点検と整理・整頓をおこない、破損などがあれば修理や交換をします。
ラインテープの定期的な張替	<ul style="list-style-type: none"> ● 体育館において、ラインを必要とする競技（テニス、バレーボール、バドミントン等）が行われるため、あらかじめ職員がラインテープを張ります。 ● ラインテープが部分的にはがれている場合は補修をします。 ● 年に2回、ラインテープを張り替えて、お客さまのプレーが快適におこなわれるように準備します。
異常が発見された場合の注意喚起と修繕	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検などで施設や設備に異常が発見された場合には、お客さまの安全を第一に考えて、間仕切りをおこなうなどしてその場に近寄らないように注意喚起します。 ● 応急処置などをおこない、大規模な修繕が必要な場合は、主管課であるスポーツ課および本会事務局に報告し、迅速な対応をします。
消防設備の点検	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防法により定められた消防設備の点検は、年間2回実施します。 ● 点検結果は、「消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書」に記載し、すみやかに鳥取消防署に提出します。

ク 災害や事故などが発生した場合の賠償保険

下記の保険に加入し、事故等の補償にそなえます。

スポーツファシリティーズ保険	施設の設備や構造上の欠陥、管理不備による瑕疵（かし）によるお客さまへの身体的傷害や物損事故など。
スポーツレクリエーション保険	自主事業、イベント開催時の事故、けがなど。
スポーツ安全保険	教室事業参加者および指導者の事故やけがの発生した場合など。

ケ 施設の空きスペースなどを利用した快適な施設の提供

施設の空きスペースを有効利用し、情報の共有の場や県民の憩いの場として提供することで、だれでも気軽に施設を利用していただける空間をつくります。

コ その他の利便性を向上させる取り組み

休館日・開館時間の対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の指定管理期間に引き続き、休館日、開館時間について柔軟な対応をおこないます。 ● 大会開催時などの早朝開館希望には早朝出勤する職員を配置し、対応します。 ● 休館日は、プール毎週水曜日、体育館第4水曜日、年末年始の12月29日から1月3日までとします。 ● プールは、学校の夏休み期間（7月20日頃～8月末頃）は休館しません。
ニーズに合わせた自動販売機の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● お客様のニーズに合わせた自動販売機（電子マネー対応、取り扱い商品など）を設置します。
新規貸し出し備品の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在取り扱いがなく、お客様のニーズの高い貸し出し用備品を用意し、ご利用の手軽さと利便性を高めます。
派遣事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 依頼があれば、学校や地域へ職員や講師が直接出向いて指導する派遣事業を実施します。
車いすの常設	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者の方への配慮とお客様の事故、けが等に備え、車いすを常備し、必要により介助等をおこないます。 ● プール専用の車いすを常設することにより障がい者の方の利用促進につなげます。
開館時間前に入館対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 気象条件により、大会等のお客様に開館時間前に入館いただき、体育館ロビーに待機場所を設けます。
消毒液の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● インフルエンザ等の流行性疾病予防対策のための消耗品として消毒液を体育館・プールの出入りに設置します。
感染性胃腸炎等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ● ノロウイルス等の感染性胃腸炎による嘔吐物から二次感染を防ぐため、塩素系消毒液と処理キットを準備します。
休日医療施設の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ● 大会等でのけがや病気の対応のため、休日担当医療機関をロビーに掲示します。
タンDEM自転車の貸出し	<ul style="list-style-type: none"> ● 鳥取県障がい者スポーツ協会と連携して、タンDEM自転車を無料で貸し出します。
トイレジャンボスリッパの設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 靴を履いたままで使用できるジャンボスリッパを用意します。
飲食コーナーの設置検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 主催者と協力し、大会・展示会等に来館される方のために「飲食コーナー」の設置を検討します。

掲示コーナーの提供	<ul style="list-style-type: none"> ● サークル活動などを促進するため、掲示コーナーを活用し、募集チラシなどを掲載する場所を提供します。
傘の貸出し	<ul style="list-style-type: none"> ● 突然の雨に対応するため傘を玄関に設置し、自由に利用できるようにします。
プール用具の無料貸し出し	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児が水に慣れるための補助用具アームヘルパーや練習用ビート板の無料貸し出しをします。
共通利用券の設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 鳥取県民体育館トレーニングルームと鳥取屋内プールとの共通利用券の発行による複合的な運動活動を推進します。
ベビーベッドの設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 多目的トイレにベビーベッドを設置し、赤ちゃんのおむつ交換などに気軽にご利用いただけるようにします。
体育館利用状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎日の体育館の利用状況が一目で分かるように大型のホワイトボードを入り口に設置します。 ● 案内表示のデジタルサイネージ導入について検討します。
総合案内を事務室外に設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 主催事業開催時には、総合案内をエントランス等に設置し、すばやい対応ができるようになります。
自動翻訳機の導入検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人旅行者への対応として、受付・案内をスムーズにするため、自動翻訳機の導入を検討します。
スマートフォン、携帯電話の充電サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 体育館、プール利用のお客さまに、事務所でスマートフォンと携帯電話の充電を行うサービスをおこないます。
カード決済・電子マネー決済	<ul style="list-style-type: none"> ● カード決済・電子マネー決済の充実を研究します。 ● (新規決済サービス追加の研究)
調整ダイヤル式メガネの導入検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 近視・遠視・老眼の方に、受付時利用していただけるよう、調整ダイヤル式メガネの導入を検討します。
会議室の無料提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 会議室を大体育館等の利用の際、ミーティング場所、集計場、控室、食事場所として無料で開放します。
Wi-Fi環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● お客さまが館内で快適にインターネットが利用できるように、Wi-Fi(無線LAN)を整備します。
催事、大会等のスムーズな開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 催事、大会等を行う際は、事前に利用方法のアドバイス等、スムーズな開催ができるように綿密な打ち合わせをおこないます。
健康チェックコーナーの設置	<ul style="list-style-type: none"> ● お客さまの体調管理の気づきのための測定器の設置をします。(体重計、血圧計(心拍計含む))
ニュースポーツ用具の貸出し	<ul style="list-style-type: none"> ● キンボール、スカットボール等のニュースポーツの貸出しをおこないます。 ● 貸し出しに合わせて、依頼があれば派遣指導等もおこないます。
氷の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 大会や練習等で起こったけがへの対応の為、製氷機を設置します。 ● 氷でアイシングするとともに、職員が可能な限り応急処置もおこないます。
冷水器の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 熱中症予防のための設備として、冷水器を設置します。

③ お客さま本位のサービスの提供

県民の誰もが当館の施設を「気軽に」「楽しく」利用していただけるように、直接お客さまの生の声をうかがうことで、そのニーズに応えた柔軟な対応をしてきました。

令和2年度も県民からのご意見やご要望を積極的に取り入れた運営をしていきます。

ア 明るく、親しみのある接遇ができる体制

わたしたちはすべてのお客さまが満足いただける接客・接遇を目指し、サービスの向上を図ります。定期的な接客・接遇研修をはじめとして、お客さま満足度の高い運営をおこなうために、全職員が共通した「接遇マニュアル」にそった接遇をおこないます。

イ お客さまのご意見・ご要望に対する迅速で開かれた対応

わたしたちは、これまでの指定管理期間で培ってきたお客さまの声を生かした管理運営の改善をさらに強化し、迅速な対応をおこないます。

指定管理運営開始当初から、館内に「意見箱」を設置し、直接的には言いにくいご意見も出していただくことにより、業務の改善につなげてまいりました。

また、「意見箱」に寄せられたご意見は、すみやかに館内掲示で回答し、お客さまの声を広く「見える化」することで、お客さまとのつながりを深めていきます。

ウ お客さまアンケートの実施によるさらなるサービスの向上

さらなるサービス向上や施設・設備などの面についてのよりよい管理運営をおこなうために、年間4回お客さまアンケートを実施します。

4回のアンケートはそれぞれ対象を変更して実施し、さまざまな利用形態をもつお客さまのご意見を広く取り入れ、全職員、事業の関係者とも共有し、すみやかに改善をすることによりお客さま満足度を高めます。

また、開催イベント時にもアンケートを実施し、お客さまニーズを把握し、次回イベント時の改善につなげます。

エ スポーツ以外でも施設に支障がない範囲での利用を促進

当館の設置目的から逸脱しない範囲で、スポーツ以外の活動にも広く県民の方がご利用いただけるようにします。また、コンサートの開催などご利用いただけるよう誘致をすすめ、収入と利用人数の増加をはかります。

オ インターネット（SNS など）を活用し迅速な情報公開・提供

ホームページのさらなる充実（ウェブアクセシビリティ対応など）やFacebookなどのSNSを活用し、お客さまにスポーツの情報や緊急の連絡事項などの情報を迅速に発信できるようにします。

④ 県民へのライフステージに応じた運動・スポーツの機会の提供

ライフステージに応じた運動・スポーツ機会を提供し、スポーツをとおして生涯にわたって豊

かに生きるための健康や体力の基礎を培うことにより、心身の健康保持・増進をはかります。また、障がいなどの有無にかかわらず、幼少期から体を動かす習慣をつけることにより、子どものスポーツ機会の充実と健全育成を推進します。

ア スポーツを通じたさまざまな運動機会の提供

県内唯一の体育館とプールを有した施設である特徴を生かし、幼児から高齢者向けの運動教室を開催し、障がいの有無や男女の区別なく、さまざまな年代に運動の機会を提供します。

また、現指定管理期間に開催している大会・講習会を拡充し、「する」「みる」「ささえる」ことで県民がスポーツにかかわる機会を提供します。

イ ライフステージに応じた運動機会の提供

国の「第2期スポーツ基本計画」および「鳥取県スポーツ推進計画」の基本方針にそって、ライフステージに応じた運動・スポーツ活動を推進するため、さまざまな年齢層に対応したスポーツ・運動教室を開催します。

ウ 運動・スポーツをつうじての健康増進と基礎づくりの推進

鳥取産業体育館・鳥取屋内プールは、スポーツをとおして子どもの心身の発達と能力・体力の基礎づくりをおこないます。また、成年期からの運動・スポーツ活動機会を充実させることにより、心身の健康保持をはかります。

⑤ 地域・競技団体との連携

私たちは、当該施設の設置目的である「集会、展示会、スポーツ等の用に供し、もって産業とスポーツの振興をはかるため、鳥取県立産業体育館を設置する」を確実なものにするには、周辺地域や関係団体との緊密な連携体制の構築は不可欠であると考えており、体制確立に向けて総力を挙げて取り組んでまいります。

ア 周辺地域・関係団体との連携を進めます。

私たちは、周辺住民の健康増進や地域活性化に向け、スポーツ教室等自主事業の拡充、地域の団体によるイベント開催の支援、学校への派遣等をつうじて、住民とのふれあい、コミュニケーション交流に積極的に取り組みます。

関係団体と健康・スポーツ団体への運営支援や情報交流機会の拡充・イベント開催、催事・清掃・環境保全等の地域行事への参画、展示会開催など多角的な連携をはかっていきます。

イ 地域への経済的な波及効果

スタッフの県内からの雇用、県内事業者からの備品・消耗品等の積極的な調達、外部委託業務の県内企業の活用、事業者の新たな市場の開拓に向けた取り組みのための展示会誘致などの具体的な取り組みをとおし、県内経済活動の活性化に取り組めます。

ウ 地域への社会的波及効果

地域への社会的波及効果を高めるため、環境保全活動をはじめ、県民のスポーツ習慣・健康づくり習慣の定着やスポーツ教室による生活習慣病対策・介護予防事業をつうじた医療費・介護費等の削減につながる事業に取り組みます。

エ 競技団体との連携強化

鳥取産業体育館・鳥取屋内プールの主たる大会の主催スポーツ団体である、鳥取県水泳連盟、鳥取県テニス連盟、鳥取県バレーボール協会、鳥取県バドミントン協会、鳥取県卓球連盟等は、本会の加盟団体であり、大会等利用時に関する要望等を十分に把握しております。

競技団体との連携を深めながら、大会運営をスムーズに進行していけるよう、競技に精通した職員を配置し、大会等のサポートをしていきます。

特に鳥取県水泳連盟は、事務所が鳥取屋内プール内にあり、競技の普及・振興、競技力向上のお互いのミッションから密に連携を取ります。

オ ジュニア競技者の発掘と競技力向上の実施策

ジュニア競技者を育成・発掘するために大会の開催や体験会などを開催し、競技スポーツにかかわる機会を増やすことにより、ジュニア層の育成や競技スポーツへの県民意識を高めるための活動をおこないます。

⑥ 施設情報の積極的な公開

現在までの指定管理期間に、施設概要やスポーツ教室、大会・講習会、イベント開催などの情報を鳥取産業体育館・鳥取屋内プールのホームページへ掲載、インターネットやメールなどのあつかいが苦手な方に紙ベースでのチラシやポスター作成、地域や学校などへのチラシ配布などによる広報活動をおこなってきました。

令和2年度は、これらに加えてSNS（Facebookなど）を積極的に活用し、さらに幅広いターゲットに向けて情報発信をしていきます。また、2020東京オリンピック・パラリンピックを契機とした合宿誘致などにも活用します。

ア ウェブアクセシビリティに対応したホームページリニューアル

従来のホームページは機能性が相対的に劣り、スマートフォンの普及によるモバイル端末に対応できていないなど、部分的な改修では限界があります。

そのため、総務省が推奨しているウェブアクセシビリティにのっとった、だれにでも使いやすくなりやすいHPにリニューアルし、そのうえで自分たちのルールをつくり守っていきます。

イ SNSによる情報提供・公開

施設の最新情報をいち早くお客さまに提供するために、SNS（Facebookなど）を活用し、県民のみなさまをはじめとした幅広い年代や県内外のお客さまに、当館をより身近に感じていただけるようにします。

ウ 紙ベースでの情報提供・公開の継続

インターネットなどのあつかいが苦手な方や高齢者向けに、紙ベースでのチラシ・ポスターなどの広報活動を継続しておこないます。

エ ホームページの拡充

本会が管理運営する各施設の現在開設しているホームページにおいては、スポーツ大会や各種教室情報を発信し、県民のスポーツ活動をサポートしています。

近年の情報機器の発展を背景に幅広い年齢層でインターネットへの接触率が高まり、高齢者や障がい者も含むすべての人を対象としたウェブアクセシビリティの適正な確保に注力し、「誰にでも使えるサービス」を常に目指します。

オ ホームページの管理・運営

ホームページの保守において、管理施設サイトの横断管理を共通のCMS（更新システム）を導入しています。

カ ホームページの将来像

インターネットにおける最新の技術・Web サービス群より特に公共スポーツ施設に適したものを採用し、施設利用のお客さまにとってストレスフリーな情報提供、サービスの向上につとめます。

⑦ 誰にでも優しい施設の提供

公平利用を確保するため、法令遵守とあわせて、年齢や障がいの有無、国籍などにかかわらず、気軽にご利用いただける施設にしていきます。

そこで、ユニバーサルデザインの7原則にのっとり、誰にでも利用しやすい施設を目指したユニバーサルサービスを提供し、どなたでも利用しやすい環境をつくります。

ア 親子にやさしい子育て応援施設

「子育て王国とっとり」を推進し、授乳スペース、キッズスペース、おむつ交換やミルクのお湯提供などが無料をご利用いただけるようにします。

また、芝生広場において、親子で遊ぶスペースとして開放します。

イ だれにでもやさしい施設づくり

だれにでも利用しやすい施設にするため、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進め、障がい者、高齢者にやさしい施設づくりと運営を目指します。

ウ 快適な施設利用のためのワンストップサービスの提供

はじめて利用される方でも気軽に利用できるよう、施設の利用方法や実施している事業等について分かりやすく案内し、わずらわしい手続きなどの簡素化など、ワンストップサービスの徹底に取り組んでいきます。

総合受付にはコンシェルジュ機能を有し、当館以外の県内スポーツ施設、文化施設の公共施設情報等、お客さまが気軽に何でも相談できる体制づくりに取り組んでいきます。

当館の利用や業務内容等の案内はもちろん、ネットを活用した他の施設のインフォメーション機能を持たせ、お客さまが困っている場合のヘルプデスクの役割の実現に向け取り組んでいきます。

⑧ 物品販売によるお客さまの利便性に寄与

清涼飲料水、アイスクリームや栄養補助食品の自動販売機を館内に 12 台設置し、お客さまのニーズにこたえます。設置する商品はお客さまのニーズを把握し、業者と打ち合わせ、随時入れ替えをおこないます。

また、ユニバーサルデザインの自動販売機とあわせて、災害時無料提供自動販売機を設置し、万が一の大規模災害が発生した場合に備えます。

ただし、アルコール類・たばこ・青少年に有害な書籍・玩具・ゲーム機等は設置しません。

ア 自動販売機設置

自動販売機の設置場所は、お客さまのニーズの高い場所を選び設置し、台数は仕様書で定められている台数を設置します。

また、お客さまの利便性を考え、設置する自販機は、電子マネー対応、Wi-Fi 対応、ユニバーサルデザインのものを導入しています。さらに、災害時の避難場所になった場合を考え、災害対応ベンダーや省エネタイプのものを導入しています。

⑨ 鳥取県民の日に関する対応

とっとり県民の日条例により定められた「鳥取県民の日」には施設を無料開放とし、その周知のためののぼり設置や掲示による広報をおこないます。当日の利用については、次のとおり対応します。

鳥取県民の日 (とっとり県民の日条例(平成10年6月26日鳥取県条例第13号))	1	鳥取県民の日(9月12日)、9月の第2土曜日及びその翌日には、利用料金(設備利用料を除く)は徴収しないこと。
	2	専用利用にあつては、ふさわしい行事をおこなう場合に限る。

⑩ インターンシップや職場体験への協力

近隣の小・中・高等学校と連携し、総合的学習の時間における職場体験活動の受け入れや、実習の受け入れ、学生のインターンシップの活動の場として提供し地域の学校教育にも積極的に協力します。

⑪ 反社会的勢力への対応

公の秩序を乱し、または善良の風俗を害するおそれがあると認められるときなどの場合は、利用を許可しないことや利用の制限をおこないます。

平成 23 年 4 月 1 日に施行された鳥取県暴力団排除条例を遵守し、不当要求防止責任者を配置したうえで、不当要求や反社会的団体と関係していると認められる企業と契約しないなどの徹底した対応をおこないます。

(2) 利用者等の要望の把握及び対応方針

本会は、令和 2 年度に臨むにあたり、ひとりでも多くのお客さまの生の声を収集し、お客さまのニーズに合わせた管理運営をおこない、お客さま満足度の向上を目指します。

① 要望の把握方法

受付での窓口対応の中での聞き取りや年 4 回実施する定期アンケートのほか、常設の意見箱などによりお客さまの要望を把握します。また、相談窓口の設置や外部評価委員会でのご意見を反映させ、常に改善をつづける管理運営をおこないます。

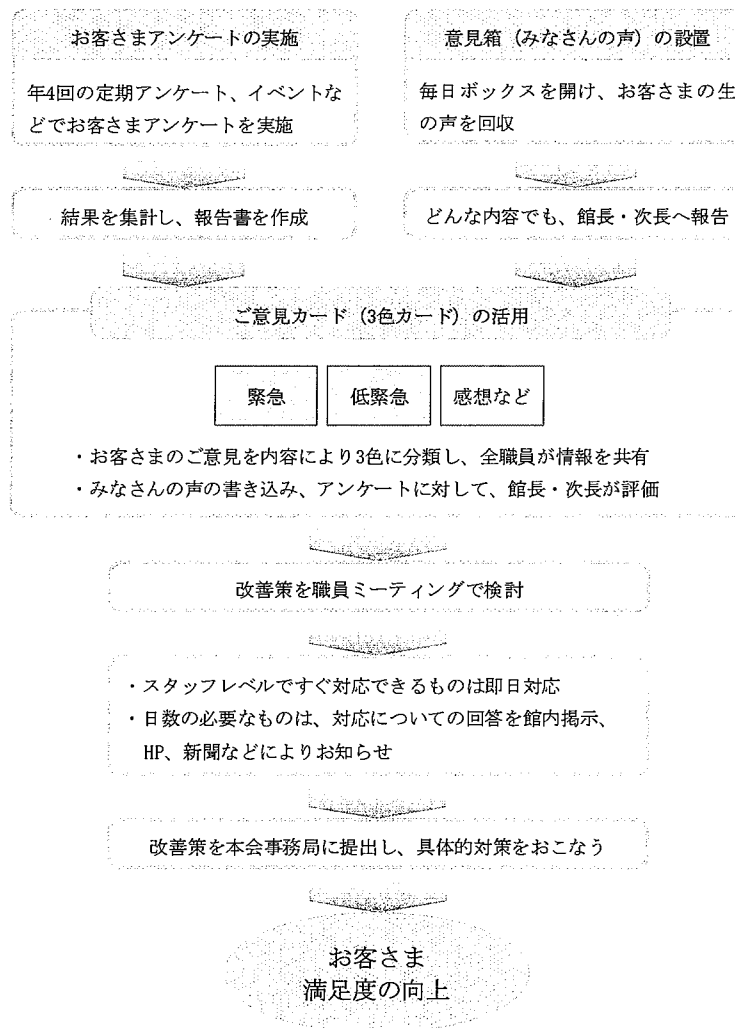
さらに、他の管理施設の利用状況を視察・マーケティング調査し、管理運営の向上につとめます。また、職員が自ら施設を利用することで、お客さまの視点に立った改善点の把握などにつとめます。

それぞれの事業に対する目標を設定し、定期的な報告と実績の評価をおこないます。また、結果に対しての分析を行い、改善策を講じます。

② 要望への対応方針

ア 要望に対する対応の流れ

寄せられた要望を分析・検討し、本会で対応できる要望と県との協議が必要な要望を分けたうえで、以下の通り対応します。



イ 職員の接遇・マナー向上

お客さまに気持ちよく利用していただくために、職員の接遇・マナー研修を実施します。

あいさつ・立ち居振る舞いを的確にし、利用者に対して不快な気持ちを与えないようにします。

③ モニタリングの活用

施設の運営について、客観的な視点をもったモニタリングを実施し、結果を継続的に運営に反映していきます。

事業目的の達成度を様々なモニタリングをつうじ、総合的な視点で抽出し、改善していきます。

モニタリングの実施

モニタリングについては、PDCA（PLAN⇒DO⇒CHECK⇒ACTION）マネジメントサイクルにおける「計画の確認」としての位置づけとしています。一連のシステムに沿って、モニタリングの結果を事業にフィードバックする仕組みを構築することで、管理運営の質に関する継続的な向上をはかります。

モニタリングの実施方法

鳥取県が実施するモニタリングに対して全面的に協力するとともに、指定管理者としてあるべき公共サービスの姿を実現するために、さまざまな手法でモニタリングを実施します。

お客様の『生の声』などから得られた結果は、運営に生かすため組織的に検討し、改善への道筋を具体的に計画立てて、実施していきます。

各種事業計画の履行状況の確認

日常の業務報告書と月別の業務報告書を作成し、県に提出します。利用人数などの統計的な情報を含め、施設の管理運営状況を正確に報告します。また、年度事業計画の達成状況や中長期計画の進捗状況などをモニタリングし、報告をおこないます。

3 施設管理

施設管理については、高度経済成長期の昭和 55 年に鳥取屋内プール、昭和 56 年に鳥取産業体育館が整備されたため長寿命化計画に基づき、日常点検・定期点検や調査などを実施し、点検結果や修繕履歴等の情報を蓄積することにより、ライフサイクルコストの縮減に取り組んでいきます。

(1) 施設設備の維持管理、衛生管理の考え方

お客さまが安心して利用できる施設づくりは、施設運営をおこなうにあたって最も基本的な事項であるとともに、最大のサービスであると考えています。

安全に施設内で活動できるよう、事故等の発生を未然に防ぎ、常に危険のない状態を確保するため、次の 4 点を基本として施設管理に取り組みます。

- ・安全・安心（安全管理）
- ・快適・清潔（衛生管理）
- ・長期間安定
- ・環境配慮

① 指定管理料削減の実現に向けて

指定管理者制度の導入意義は、『財政支出の縮減』と『施設の設置目的の達成』をはかることととらえています。サービスを探求し、お客さまに満足を感じていただくことで、利用者や収入の増加に取り組んでいきます。

職員雇用や維持管理業務の発注など、投入する経費が増大することで、地域の活性化につながります。

また、サービスの向上と施設収入の増加による、収益の改善に取り組み、維持管理業務では、『ムリ・ムダ・ムラ』の実態把握し、必要なコストを効率よく投入し『より多くの方に日常的に、継続的にご利用・ご参加いただくための方策』を積極的に展開していきます。

前提となる運営計画において、適正なコスト縮減・最大限のサービス提供に取り組んでいきます。

② 安全安心な施設管理

当館が開館して以来、蓄積してきた管理運営に関する豊富な経験とスポーツの専門職員による知識を活かして、恒常的に業務改善をする体制をつくり、安全安心な施設管理をします。

ア 施設・設備による事故を未然に防ぐために

スポーツ活動に欠かせない器具、施設の運営に欠かせない設備など、常に安全で適正な状態に管理されていなければなりません。施設管理マニュアルにもとづき体育施設管理士などの有資格をもつ職員による設備・備品などの点検整備を徹底し、絶えず良好な状態で使用できるようつとめます。

イ 水泳を専門とする職員による安全対策の実施

水泳を専門とする職員が在籍していることから、競技ならではの危険を予測し、実際に施設を利用するお客様や指導者の目線での安全対策を実施しています。

平成 19 年 3 月に文部科学省及び国土交通省策定「プール安全標準指針」及び（公財）日本体育施設協会などによる「遊泳プールの安全・衛生管理」の解説をガイドラインとして適正な管理・点検をおこないます。

点検結果の表示

当プールは、次の事項について毎日点検を行い、施設の安全を確認しています。

区分	点検項目	点検結果
施設関係	排（環）水口の蓋等がネジ、ボルト等で堅固に固定され、配管口に吸い込み防止金具が取り付けられているか。	2.5m プールは吸い込み防止金具が取り付け有り、ネジ・ボルトで堅固に固定されている。また、幼児用プールにおいても吸水蓋をチェーンにより、固定している。
	その他管理者が重要と考える項目	2.5m プール及び幼児用プールの排水口の水圧は清掃作業時の水抜き以外、ほぼ感じられない。
管理運営関係	監視員が適切に配置されているか	適切に配置している。
	監視員に対して、プールの施設・構造や監視業務について十分な指導をおこなっているか	月 2 回以上の心肺蘇生法訓練と救助訓練を実施している。 施設の構造、機器の取扱を熟知し、水質管理を適正におこなっている。
	その他管理者が重要と考える項目	職員全員が普通救命講習を受講し、AEDを取り扱うことができる。

ウ 修繕計画

安全・安心な施設を提供するため、施設点検マニュアルによる点検をおこない、PDCA サイクルにより優先順位をつけ、計画的に修繕をします。また、施設の経年劣化にともなう設備機器の更新及び修繕の範囲が指定管理者の負担を超える場合は、県へ報告し協議をおこない、迅速な修繕をします。

エ 安心して利用できる受付体制

いつでも・誰でも安心して利用できるよう、受付にコミュニケーション支援ボード等を設置し、障がいの有無などに関わらず、スムーズなやり取りが行えるよう活用します。

また、筆談ボードや老眼鏡なども設置します。

③ 清潔な環境の確保（衛生環境の徹底）

お客さまに気持ちよく利用していただくため、清潔な環境衛生・美観の維持をはかります。また、清掃計画により利用の妨げにならないよう、利用状況に合わせて柔軟な対応をし、職員も必要に応じ清掃作業をサポートします。

ア 清潔な環境確保のための実施策

できる限り施設内外の清掃は職員でおこないます。また、ボランティアやお客さまとも協力しながら清潔な環境を保ちます。

イ 適切な維持管理

建築物環境衛生管理技術者の指導の下に、維持管理業務全般の計画、実施、チェック、改善に取り組みます。

ウ 清掃業務における運用方針

(具体的な清掃実施内容)

月間計画表作成	毎月の実施予定を作成
マニュアルに基づき実施	マニュアル、清掃基準表に基づき実施
清掃業務評価	業務評価表による定期的な検査をおこなう
利用頻度を考慮した清掃	利用の多い時間帯を避けて実施する
環境に配慮したケミカル使用	環境にやさしい洗剤、ワックスを使用する

- 1 環境衛生・建築物の保水性・労働安全性の3つの向上を原則に外部委託業者により作業を実施します。
- 2 環境への配慮として、清掃に使用する洗剤や薬剤は、中性洗剤（無リン系）とし、ワックス類、薬剤は、「製品安全データシート（MSDS）」の基準に即して選定・使用します。
- 3 環境への配慮として、作業に使用する資機材等は原則、「エコマテリアル」「グリーン調達」により、再利用・再生可能なものを選択します。
- 4 仕様書に従い、毎日実施する日常清掃と、定期的実施する定期清掃において計画表を作成し、確実に実施し、作業記録と確認をおこない館長が実施内容を検証します。
- 5 汚れにくい施設を目指し、清掃時の洗剤やワックスを床材質にあったものを厳選するとともに、汚れが発生した場合は、その原因を徹底的に追究し除去します。
- 6 日常清掃は基本清掃時間の設定はしますが、繁忙期、閑散期を見極め、清掃スタッフの増減を実施し、コスト軽減及び適正な効率の良いスタッフ配置による清掃をおこないます。運営にあたるスタッフも必要に応じ清掃作業をサポートします。
- 7 仕様書に従い、駐車場のゴミ拾いなどの清掃をおこない、美観の維持に取り組みます。

エ プールの衛生管理

わたしたちは、関連法令を遵守することはもちろん、指針を上回る基準の水質管理をおこなうことで、お客さまに安全で快適にプールを利用していただきます。

「残留塩素・水温・室温・湿度」等の水質データについては、水質管理日誌を用いて、1日8回点検をおこないます。また、塩素注入器の設置やろ過機のためのメンテナンスの徹底により、レジオネラ属菌等の発生を防止します。

プール清掃については、仕様書のとおり年間2回プール清掃をおこない、清潔に保ちます。また、専門業者による水質検査と炭酸ガス測定を実施し、検査証明書を掲示しています。プール衛生管理者養成講習修了者を複数名配置し、万全の体制で管理します。

④ 施設設備の長期使用のための維持管理

日常点検、定期点検、使用頻度などの各種データから最適な点検・保全計画を作成します。そして突発的な故障をできるだけ減らす予防保全に重点を置き、長期におけるコスト削減と信頼性の高い維持管理をおこないます。

また、施設設備を長期に安定使用するために、法に定める施設設備の点検、整備、検査を受けます。そして、施設、設備、貸し出し用具の保守管理を十分おこないます。

⑤ 維持管理業務の緊急性レベル

維持管理業務の緊急性レベルを重要度及び緊急性に応じて設定することで、その報告や協議についての対応がスムーズに行えるようにします。

現場の状況に応じて迅速に対応することでお客さまが安全・安心に施設をご利用いただける体制を整えます。

⑥ 環境配慮活動

省資源、省エネルギー、リサイクル活動などにより、環境に配慮した運営が評価され、平成18年3月に「鳥取県版環境管理システム（TEASⅡ種）」の認定施設に認定されました。また、毎年度の定期審査を受けましたが、特段の指摘事項はなく、適正に実践しているとの評価を受けました。

環境配慮活動は、パリ協定（気候変動）により世界的に取り組まれています。日本は、2030年度までに2013年度比で26%のCO2削減を目標としていることから、今後も施設職員だけでなく、お客さまにもご理解いただき、職員とお客さまが一体となった環境に配慮した施設運営を目指し、エコオフィス化に取り組めます。

環境配慮活動の実施策

◆室温調節

冷房・暖房等に頼りすぎず、働きやすく快適な格好で過ごす「クールビズ」「ウォームビズ」を実践し、冷房28℃、暖房18℃に設定することで、冷やしすぎ、暖めすぎに注意します。設定温度を1度変更するだけで、冷房時には約10%、暖房時には約13%の空調エネルギーを節約できます。また、ブラインドをこまめに使用し、室温の上昇や低下をおさえます。

地球温暖化対策

地球温暖化対策として、アイドリングストップを実行していくために、職員の意識改革および館内掲示等により広く啓発していきます。

また、排気ガス削減のため、可能な範囲で職員の自転車通勤を推奨します。

エコ製品の購入

平成13年4月1日に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が施行され、これにともなって『鳥取県グリーン購入基本方針』が策定されました。これに

より、取り組み内容を強化して推進することとし、物品などの調達にあたっては環境に配慮した商品を優先的に購入します。特定調達品目以外の物品等の調達はできるかぎり環境負荷の低減を考慮した「エコマーク」「グリーンマーク」「国際エネルギースターロゴ」など、環境物品を選択します。

こまめな消灯の実施

施設内の利用状況を把握し、不要時の消灯の徹底、休憩時間等の消灯、パソコンのこまめなシャットダウンなど節電を徹底します。

グリーンカーテンの実施

室内の温度を下げるため、環境にもやさしいグリーンカーテンを実施します。

リサイクル活動の推進

◆資源環境型社会の形成に協力

施設内外で発生する、不燃物として処理される物（ペットボトルキャップ）を、お客さまと協働して回収し、リサイクル運動を推進します。

また、「どんな小さなアルミでも捨てずにリサイクル」のスローガンのもと地球環境をまもり、福祉に役立つ事業を展開している、環公害防止連絡協議会登録事業所となり、車椅子の贈呈を受けられるよう、プルタブを積極的に回収します。

夏至、セタライトダウンキャンペーン参加

環境省のおこなう、地球温暖化防止のための「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」に参加と啓発に協力します。

環境に配慮した施設運営

新採用職員を対象とした、環境管理基礎研修や全職員を対象とした環境配慮研修をおこないます。

また、鳥取県が重点施策に掲げる「みんなで取り組む【4つのR】」などの県民運動定着事業の実践事業所として、県民（お客さま）と一体となり推進します。循環型社会構築を図る廃棄物を出さない持続可能な社会を実現して「4つのR」を推奨します。

LED化の推進

快適な運動環境を実現するために、可能なかぎり施設の照明のLED化を推進し、とくに点灯時間が長い、消費電力が大きいといった箇所については、積極的にLED化を推進し、明るく利用しやすい環境づくりとコスト削減をはかります。

次世代エネルギー導入の推進

太陽光発電システムなどの次世代エネルギーの導入を積極的に推進し、コスト削減と二酸化炭素の排出量をおさえます。

また、鳥取県が「第2期とっとり環境イニシアティブプラン」で、公共施設などにおける積極的な再生可能エネルギー等の導入と、効率的なエネルギー利用による社会システムの転換により、地域経済の活性化、脱炭素社会の実現とともに、安全・安心な暮らしを実現していくことを推進しています。そこで、太陽光発電と次世代自動車（EV・PHV など）の連携による事業を県と連携し、導入を研究します。

(2) 外部委託の考え方

下記の業務については、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより一体となった管理をおこないます。

さらに、県内需要の拡大、県内業者の活用が求められるなか、本会は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、委託業務の実施に当たっては県内事業者への発注につとめます。なお、特に委託、工事請負については原則県内事業者に発注し、やむを得ず県外事業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県と協議します。

わたしたちは、発注先として選定しようとする業者が暴力団などでないことを確認するため、県に照会します。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会をおこなうなど、連携します。

外部委託の業務一覧

業務名	内容
警備委託	休館および閉館時間帯の館内の機械警備
清掃作業（受水槽含む）	衛生的環境の確保にもとづき業務をおこない、清潔で良好な衛生環境の確保のための作業
消防設備保守	消防法にもとづき、利用者の安全を守るための設備保守
吸収式冷温水機保守	冷暖房時、切り替え作業を主とした機器の保守
小体育館系統空調機保守点検	冷房時、切り替え作業を主とした機器の保守
自動扉保守	自動扉を常に良好に保ち、また施設利用者の安全を守るための設備保守
エレベーター保守	安全最良の運転状態を維持するための点検・保守
自動制御機器保守	電気式及び電子式自動制御機器の点検・保守
電気工作物保安業務	電気事業法にもとづく保安規定による点検
真空ヒーター保守点検	真空式温水ヒーターの点検・保守

① 委託選定方法

委託選定方法については、鳥取県登録業者から選定することを基本として指名競争入札としますが、特殊な技術などを要するものにおいては、随意契約により委託先を選定します。

また、委託期間は複数年を原則としますが、委託業務内容によっては単年度とします。契約において違反行為、社会的に不正な行為をおこなった業者に対しては、指名停止措置などでの適正な契約環境を確保します。

② 委託業者との連携

鳥取産業体育館・鳥取屋内プールと委託業者間でスムーズな連携をとり、管理運営をおこないます。

また、本会与委託業者間での意見交換の場をもち、連携・調整をおこなうことで、よりよい管理運営を目指します。

③ 外構管理

外構管理は、下記の留意事項について日常点検をおこないます。破損箇所や不具合などがあればすぐに補修作業をおこない、安全な管理ができるようにつとめます。

ア 迅速な補修の実施

異常が発見された箇所は、職員が対応可能なものであればすぐに補修をおこない、安全に使用できるようにします。職員がすぐに対応できないものについては、破損箇所に近づかないように間仕切りなどをし、専門業者に補修を依頼し対応します。

④ 植栽管理

植栽管理は可能な限り職員がおこない、経費を削減します。

職員の日常点検で植栽に異常がないか目視で点検し、異常がある場合は当館のお客さまに危険がないよう、伐採などの処置をおこないます。

4 料金設定

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例第10条～12条、鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第11条～13条にある利用料金や利用料金減免を、知事の承認で定められた内容に沿って取り組んでいきます。

(1) 開館時間の考え方と設定内容

開館時間は、現行と同じく、次のとおりとします。

- ・ 体育館 …………… 午前9時から午後10時まで
- ・ プール …………… 午前10時から午後8時まで

但し、7月1日から9月30日までは学校の夏休み等に配慮し午前9時から午後8時30分まで

※ただし、管理上の理由や大会等の開催などによるお客さまの利便性向上のために、臨時的に開館時間および閉館時間を変更します。

① 開館時間変更実績

当館で開催される各種大会や講習会などの際、開閉館時間の変更について、お客さまの要望に応じて柔軟に対応しています。令和2年度も開閉館時間以上の時間変更に対応します。

② 開館時間・閉館時間変更にもなう職員勤務の対応

開閉館時間の変更にもない、現在も一部の職員の勤務時間を臨時的に変更し、お客さまの要望に柔軟な対応をしています。令和2年度もこれを継続して対応します。

(2) 休館日の考え方と設定内容

鳥取産業体育館・鳥取屋内プールの休館日は、現行通り下記のとおりとします。休館日を設け、点検・保守・メンテナンスをおこなうことにより、長寿命化を促進し、機械・設備の故障による長期閉館を避けることができます。

また、管理上の理由や大会開催などによるお客さまの利便性向上のために、特に必要があると認められる場合には、臨時的に開館もしくは閉館します。

●鳥取産業体育館

休館日	<ul style="list-style-type: none">● 毎月第4水曜日● 1月1日から1月3日● 12月29日から12月31日	※ 設備メンテナンス等のための月1回(第4水曜日)のみとします。また、業者が点検、保守のため入館する場合、職員が必ず立ち会います。
-----	---	---

●鳥取屋内プール

休館日	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎週水曜日 ● 1月1日から1月3日 ● 12月29日から12月31日 	<p>※ 温水プールという性格上、給湯・暖房ボイラーやその他の機械設備を毎日稼働することから、長寿命化のために、週1回、メンテナンスや点検のために休館いたします。</p> <p>※ 学校の夏休み期間（7月20日頃～8月末頃）は休館しません。</p> <p>※ プール清掃、機械設備の故障等により営業が困難な場合は、開館日であっても臨時的に休館します。</p>
-----	---	---

(3) 利用料金の考え方と設定内容

鳥取産業体育館・鳥取屋内プールの利用料金は、令和元年9月17日付第201900159179号で承認された料金表を基に利用料金を徴収します。

① 利用料金の設定

利用料金は令和元年10月1日からの消費税増税を加味した料金設定とし、時間帯割引などで10円未満の端数は切り捨てて計算をします。

② 設備料金の設置

貸出し備品にお客さまのニーズの高いものを導入します。

また、お客さまの利便性向上を図るため、随時設備の導入を検討します。

コピーやファクシミリの利用希望がある場合は、料金を徴収し対応します。

③ 利用料金の徴収と返還

利用料金は前納を原則としますが、お客様の利便性を考え、料金後納等を希望されるお客さまにも柔軟に対応します。

利用料金の返還が生じた場合は、施設利用申込マニュアルにより、適性に処理します。

(4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容

年齢や性別、障がい等を問わず、関心、適正等に応じて誰もが安心してスポーツに参画することができる環境整備を推進するため、現行の利用料減免取扱要領にそって減免します。

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

地域住民が主体となって、災害時に支援を必要としている人を地域で相互に支援しあう「災害時支え愛活動」を念頭におき、当館でも安全性の向上や事故防止のため、日常的・定期的な点検、適切な予防保全を実施し、事故の未然防止に取り組んでいきます。

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

お客さまや地域住民とのコミュニケーションをはかり、「聞く」・「見る」・「話す」という基本的な行動を誠実に実行し防犯・防災における予兆、情報を見逃さないようにします。

また、職員の対応と休館日および夜間の警備委託による 24 時間体制で事故・事件発生防止につとめ、万全な事故防止対策の徹底をはかります。

① 火災・災害等防止対策

館長を危機管理責任者とし、本会や他の管理施設と連携した即応体制をつくり、鳥取警察署や鳥取消防署、医療機関等と綿密な連絡体制をとることにより、迅速な対応ができるようにします。

また、平時から職員が緊急時に即応できるよう応急処置や避難誘導訓練をおこない、安全・安心な施設として管理運営します。

ア 火災の防止策

館長を隊長とした自衛消防隊を組織し、災害時に備えた班編成を組み、役割を明確にしておきます。また、消防計画にもとづいた防災活動をおこなうとともに、危機管理マニュアルにもとづいた消防訓練（避難誘導訓練、初期消火訓練）を年 2 回実施します。

イ 地震発生時への対策

近年の地震の教訓を生かし、地震対応マニュアルを再整備しました。

J-アラート（緊急地震速報）を活用した避難訓練をおこない、被害を最小限に食い止め、津波の発生にも対応できるよう訓練します。

鳥取県震災対策アクションプラン（平成 22 年 12 月）により、震災の経験を活かし迅速な対応をします。

ウ シェイクアウト訓練

大地震が発生したと想定し、各自が 3 段階の「安全確保行動」をとります。「Drop（まず低く、しゃがむ）」「Cover（頭を守る、かくれる）」「Hold On（動かない、待つ）」。

お客さまの安全確保を第一に、職員が対応できるようにします。

エ 津波発生時への対策

鳥取県津波対策検討委員会が、巨大地震が起きた場合に、鳥取県に到達する津波の浸水予測を

したところ、鳥取市では、鳥取沖東部断層で発生したマグニチュード 7.30 の地震が発生した場合 6.27 メートルの津波が到達するとされています。このことから、津波発生時にはお客さまの安全を第一に考え、迅速に避難誘導できるようにします。

オ 台風・大雨洪水・大雪時への対策

台風・大雨洪水・大雪は防ぐことはできなくても、予報により事前を行う時間があります。植栽、工作物等の養生や補強、巡回等で人手を要する場合は、職員の出勤予定を変更する等をして、限られた時間内で備えをおこないます。

カ 弾道ミサイル発射時への対策

近隣国からミサイルによる攻撃があった場合、J-ALERT や緊急放送等により情報を得て、お客さまをすみやかに屋内へ避難させ、窓がない場所または窓から離れた場所へ移動させます。その後、行政機関からの指示にしたがい対応します。

キ 緊急時に備えた資材調達

医薬品、AED 等“緊急資材”のほかにも災害を想定した各種資材の用意が必要になります。その他“避難誘導資材”“災害対策資材”等が必要であり、常備をしないまでも、必要な資材をすぐに調達できるように、緊急調達先として市内事業者をリストアップしておきます。

ク 原子力災害事故への対策

鳥取産業体育館・鳥取屋内プールは島根原子力発電所において、自然災害等で事故が発生した場合の緊急防護措置区域（UPZ）である 30 km 圏からはずれています。しかし、鳥取県広域住民避難計画（平成 25 年 3 月鳥取県（島根原子力発電所事故対応）では、UPZ 外の地域も対象として、そのときの状況に応じて修正して使用するとされています。そのため、お客さまの安全を守るため、鳥取県広域住民避難計画と危機管理マニュアルにそって対応し、その訓練をおこないます。また、避難場所に指定された場合、すみやかに対応できるよう行政等と連携をとっていきます。

ケ 有事の際の職員招集

鳥取産業体育館・鳥取屋内プールで有事が起きた際、職員を招集し対応支援をおこないます。

コ 非番時の緊急対応（マニュアルの電子化）

全職員が非番時にも迅速に対応できるようにするため、危機管理マニュアルの電子化を研究します。どこにいても自分のスマートフォンやタブレット等でマニュアルの確認ができるようにし、非番時に起きた緊急事態でも関係機関への連絡や初動が確実におこなえるようにします。

② スポーツ活動における事故防止策

すべてのお客さまが、鳥取産業体育館・鳥取屋内プールを安全に、そして安心して施設をご利用いただくために、施設・設備の点検はもちろん、健康面への配慮や熱中症、活動中の事故等の未然防止策を講じます。

ア 安全管理

いつやってくるかわからない災害を未然に防ぐには、不安全な状態やおこないに気づき、ヒヤリ・ハットの段階で地道に対策を考え、実行していくことが重要です。

「来館されたお客さまの安全」をリスク対策の最優先課題とし、特にスポーツ活動による事故防止、防犯、防災に最善をつくします。

イ 心臓疾患・脳疾患・血管障害等への対策

スポーツ活動中に、お客さまに心臓疾患等の緊急事態が発生した場合には、119番通報をふくめた迅速な対応が取れるようにします。

③ プールにおける事故防止策

プールの管理（監視）においては、「事故が起きてから対応するのではなく、事故の発生要因を事前に排除すること」いわゆるリスクマネジメントの発想を持って業務にあたります。

事故防止については「鳥取屋内プール安全管理規程」にもとづき監視台からの監視及びプールサイドからの監視、監視カメラの常時2名でおこない、事故の未然防止に全力で取り組みます。

また、TPCSシステムを基本とし、利用状況に対応して配置ポジションを変化させるとともに、混雑が予想される繁忙期は監視人員を増員することで、安心して利用できる環境と効率的な監視体制を実現します。

ア プールの監視体制（TPCSシステム）

T（タワー：監視台）

高所の広い視野を活用しプール全体を監視し危険を回避するための指示を他のポジションに発信します。溺者や傷病者発生時の緊急時には救助活動をおこないます。

P（パトロール：巡視）

タワー・コントロールと連携し、監視区域の利用状況に応じて自由に巡回し、機動性を活かした安全監視・救助活動をおこないます。

C（コントロール：司令）

監視業務の中核的役割を担うポジションであり、監視カメラで監視をおこないながら各ポジションに的確な指令、情報を発信し、常にプール場内の秩序維持をはかります。

S（スタンバイ：待機）

待機の時間を利用し、疲労の回復を図って次のローテーションに備えます。

また、各種トラブル対応やケガ人の応急手当、水質測定等の業務を行います。緊急時に備え事故発生時には救助の一員に加わります。

イ 溺者救助（訓練）

急病人や溺者の発生時に備え、溺者の救助訓練やCPR（心肺蘇生法）、AEDの訓練を実施します。また、プール開館中に実際の救助訓練シミュレーションを実演し、お客さまに対し水難事故予防の啓発をおこないます。

ウ 監視体制

プールを管理するうえで、（公財）日本水泳連盟プール公認規則第16条で定められている有資格のうち、日本スポーツ協会公認水泳教師、日本プールアメンティアー協会プール衛生管理士の有資格者が在籍しており、全職員がAED取り扱いを含む救急法講習修了者です。

更に日本赤十字社救急法指導員及び応急手当普及員が在職していますので、随時訓練し、万一の事故の初期対応を万全にし、プールの安全管理及び監視業務にあたります。

④ 不審者等の防止対策

当館は、たくさんの県民のみなさまにご利用いただくことのできる公共の施設です。近年、海外等では多数の人があつまる公共の場所においてテロ事件が多発しています。わたしたちは、万が一の場合に備えてこのような場合に対応できるよう訓練をおこないます。

ア 不審者・不審物

防犯体制を強化するために所轄警察署、交番等と連携し、防犯訓練の実施や地域の防犯情報の提供について協力をおこないます。また、お客さまに対する情報提供、注意喚起を積極的におこないます。さらに、不審物・テロ対策として透明回収ボックスの導入を新たに研究します。

イ 盗難防止

盗難事例や事故事例のあるところ、または、予測される場所に注意喚起のための貼り紙を掲示、たくさんのお客さまが来館される大会やイベントが開催される時には、巡回回数（通常時5回以上）を増やします。

また、職員がトイレに立つ時を利用して、更衣室等の巡回をおこなうことで、盗難が起りにくい状況をつくります。

ウ 盗撮防止

盗撮防止のため、ビデオ・カメラ等の撮影については、撮影目的が肖像権の侵害にあたることがないか細心の注意を払った上での許可制とし、撮影者には許可証の申請用紙の記入と許可証携帯を義務付けます。

⑤ AED（自動体外式除細動器）の管理

館内各所でおこった事故を想定し、お客さまでもわかりやすいよう AED はホールの目立つ場所に設置し、AED 設置場所の案内を館内に掲示します。また、毎日 1 回の点検（バッテリー等）を確実におこない、いつでもだれでも使うことが可能な状態にします。

⑥ 救急用具を常備

救急用具を事務室内に常備し、練習中の軽微なケガ等の処置をします。また、医務室に担架、事務室前に車いすを設置し、負傷者の移動に役立てます。車いす等の救急用具は、だれでもいつでも使用できるように日常点検をおこないます。

また、職員の応急手当講習を実施し、いつでも対応できるよう訓練します。

⑦ 「あんしんトリピーメール」の啓発

当館では「あんしんトリピーメール」の案内を館内に表示し、登録者の増加を推進することで、お客さまが災害への対応に役立てられるよう啓発します。

(2) 緊急時の体制・対応

事故や災害が発生した場合、「お客さまの安全」を第一優先としつつ、つぎの対応レベルと行動基準にもとづいて対応します。発生した事態が重篤で、お客さまの生命の危機に瀕するような場合には、より迅速に、最良な状態で救急隊員に引き渡すことに全力をつくします。

① 火災・災害対応

火災・災害発生時には危機管理マニュアルとあわせ、消防署、警察、県等関係機関との連携を徹底し、迅速・適切な対応をおこないます。

ア 火災時の対応

火災発生時には、通報連絡・消火・避難誘導・非常放送を適切におこない、日ごろの訓練実施により万が一の場合でも対応できるようにします。

イ 地震・津波発生時の対応

日ごろから危険箇所や避難場所・誘導経路を把握し、地震が発生した場合にはお客さまの安全確保と避難を確実におこないます。

ウ 台風・大雨洪水・大雪発生時の対応

天気予報等により情報収集をおこない、事前に養生や補強、イベント等の開催中止依頼等を行います。災害発生後にはただちに復旧作業をおこない、早期利用再開を目指します。

エ 施設設備の異常・故障時（停電・漏電・断水等）の対応

施設設備の異常や故障発生時には、お客さまの利用に支障が出ないように対応をおこない、迅速な復旧に向けて処置をします。

② 事件・事故時の対応

事故が発生した場合は、その状態に応じて、迅速・適切な対応をおこない、避難や救助活動ができるようにします。

ア 不審者・不審物（爆破物）への対応

対 応	職員対応行動
一次対応	お客さまがその場に近づかない、触れないよう注意喚起する。
	警察へ連絡し、お客さまを館外へすぐに避難させる。 必ず2名以上の職員で対応する。
二次対応	職員で処理が可能と判断されるものについては、お客さまを遠ざけたうえで処理をおこなう。
	施設利用の中止または部分規制を実施する。

イ 化学兵器・生物兵器によるテロリズムへの対応

万が一、当館でテロが発生した場合には、お客さまの安全を最優先し、迅速な避難と救助活動がおこなえるようにします。

ウ 大陸間弾道ミサイル発射への対応

平成 30 年 3 月に策定された「鳥取県弾道ミサイル災害への初動対応マニュアル」および当館の危機管理マニュアルにのっとり対応します。

③ 災害時の施設使用

地震等の災害や武力攻撃事態等がおこった場合には、指定管理者として当館の使用について県の指示にしたがい、つぎのいずれかに該当する場合は、すみやかに閉館等の対応をおこないます。

④ 心肺蘇生法・応急手当の実施と対応

ア 鳥取産業体育館・鳥取屋内プールおよび敷地内での事故等に対する応急手当

館内でのけがの多くは、捻挫・打撲・肉離れ等が多く、『RICE 処置』を実施するようにします。

イ 事故者の救護

事故発生 of 通報を受けた場合、すぐに現地へ急行し、被害者の救護にあたるとともに救急車の要請をおこなう等、被害者の救護を最優先に対応します。

また、状況に応じて警察への連絡をおこないます。

個人情報保護の観点から、状況に応じて消防署をつうじ、搬送先の病院名と被害者の名前を確認する等の対応をとります。

ウ 迅速な対応と事故報告

被害者の救護を迅速に指示するとともに、館長への事故発生の一報および処理後の報告をおこない、状況に応じて館長から対応方法の指示を受け、迅速・適切な対応をします。

エ 二重事故防止措置

事故発生現場においては、度重なる事故が発生しないように、施設の立ち入り禁止、入場制限等の対応をおこない、再発防止措置を講じます。

オ 事故の再発防止

事故が発生した場合、迅速に事故状況を把握し、記録をとるとともに、事故原因を明確にします。また、必要に応じて施設の緊急総点検を実施する等、再発防止につとめます。

⑤ J-アラートシステムを活用した緊急体制

「国から住民まで直接瞬時に」伝達することができる J-アラートの最大の特長をいかし、すみやかにお客さまの安全を確保し、最善の対応をとります。

また、国や県がおこなう情報伝達訓練等に積極的に参加し、緊急時に情報伝達が確実におこなわれるよう、毎日の日常点検をおこないます。

●鳥取県や本会事務局、警察等と連絡をとり、迅速に対応します。

●お客さまや近隣住民の安全を第一とし、最善の処置をします。

⑥ PM2.5・黄砂等に関する注意喚起

毎日 PM2.5 の測定値を館内に掲示し、高濃度となった場合にはお客さまに注意喚起をします。また、大気中の微小粒子状物質濃度が、国が示した注意喚起のための暫定指針値を超過した場合等に、お客さまの健康被害を未然に防止するため、警戒情報等を発信し、注意喚起をおこないます。

ア 情報発信機関

下記の機関から発信される情報をもとに、当館ご利用のお客さまへの情報提供をおこないます。

●鳥取県 生活環境部 環境立県推進課
<http://www.pref.tottori.lg.jp/209817.htm>

●鳥取県 生活環境部 衛生環境 研究所
(鳥取県の大気環境状況)
<http://tottori-taiki.users.tori-info.co.jp/taiki/k/top/>

イ 注意喚起の基準

毎朝、県から発信される情報等をもとに PM2.5 の測定値を館内掲示、当館 HP や SNS を活用した情報提供をおこないます。

⑦ 差別落書きの対応

人権尊重の理念に立って、「鳥取県人権施策基本方針―第3次改訂―」（平成28年9月）により人権への理解を深め、鳥取県が定めた「差別落書き未然防止指針」、「差別落書き対応要領」および本会の「差別落書き対応マニュアル」にそって対応します。

これらの対応により、差別落書きの未然防止と適切な対応により、人権が尊重される社会づくりをめざします。

⑧ インフルエンザ等の感染防止対策

平成26年1月7日に政府の策定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」にもとづき、「鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画」が作成されました。

このことから、政府行動計画、県行動計画をあわせ、「鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画マニュアル」にもとづく対応をおこないます。

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方策

苦情の多くは日ごろからの注意やお客さまとのコミュニケーションによって防ぐことができると考えられます。とくに、わたしたち管理者の怠慢等不誠実と指摘される苦情は、起こしてはならないことで、マニュアルの作成や研修の強化で防止します。

① 苦情、トラブルの未然防止と再発防止

安全・安心および快適な空間の維持向上のため、トラブル・苦情への迅速な対応と“クレームゼロ”に向けた組織的な対策を講じ、運営経験や知識の構築によってあらゆる場面に対応できる体制づくりに取り組んでいきます。

好事例を水平展開することによる「未然防止」、同様のケースが起こっていないか確認する「事案の検証」、トラブルの真の原因を追求し対策を講じる「再発防止」というトラブル発生時から解決までのプロセスを明確化することで、職員の適切な対応を徹底させます。

職員に様々な事情に併せた人権問題の専門研修をおこない、公正や平等性の確保に取り組んでいきます。

② 苦情、トラブルに対する対処法

お客さまから、苦情やトラブルの報告があった場合は適切に対処し、同様の事例が起きないように再発防止策を立て、職員の接遇研修等を徹底します。

③ 苦情処理報告書の作成の流れ

苦情やトラブルがあった場合は、すみやかに苦情処理報告書を作成し、県および本会事務局に報告します。

6 個人情報保護等への対応

本県の個人情報保護方針にのっとり、個人情報収集や利用および提供・個人情報へのリスク予防ならびに是正・個人情報に関する法令およびその他の規範の遵守・個人情報取り扱いのルール適用等とその継続的改善等の保護方針を定め、厳正な管理と適切な取り扱いに取り組んでいきます。

(1) 個人情報の保護への対応

本会は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第11条第4項で準用する同条第1項から第3項までの規定を遵守します。さらに、鳥取県に準じた個人情報保護規程を制定し、個人情報の取得管理について具体的に定めるとともに、定期的なチェック体制を整えています。

① 個人情報保護方針

当館において別段の定めをしている場合をのぞき、管理運営上取り扱うお客さま、取引業者等の特定の個人を識別できる情報（以下「個人情報」という）の収集、利用および管理について、「鳥取県個人情報保護条例」にもとづき適切に取り扱います。

また、「組織的対策」「人的な対策」「技術的な対策」「物理的な対策」によりお客さまの大切な個人情報を厳正に管理します。

② 個人情報管理体制

当館の管理運営において、個人情報保護に関する自主点検や常勤職員をはじめ、嘱託職員を含む全職員を対象とした研修を実施します。また、マイナンバーについては、特定個人情報事務取扱担当者（作業責任者）を配置し、担当者のみに限定して取り扱います。

③ 個人情報保護を推進する具体的な取り組み

当館では、個人情報保護に関する各種規定を遵守するほか、職員への研修や内部監査等による情報の適正管理や情報漏えい防止策を徹底し、個人情報保護方針の館内掲示や各種案内、HP等へ記載することにより県民へ広く周知します。

④ 情報管理システムの体制

施設内の情報管理として、サーバーの一元化や通信の暗号化、セキュリティソフトの定期更新の義務化、パスワード設定等、あらゆる事態を想定した予見、回避体制をとります。

PCの盗難に備え、PCデータの外部出力制限・管理やパスワードの認証設定をおこない、PCの起動ができないような管理に取り組んでいきます。

(2) 情報の公開への対応

本会は、情報公開請求に関する対応は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。）の規定を遵守し、鳥取産業体育館・鳥取屋内プールの管理に関して保有する情報の公開に関する事務を適切におこないます。

また、情報公開条例に準じた情報公開規程を制定し（平成12年9月）、保有する情報の公開に関して必要な事項を定め、積極的に情報を公開します。

① 情報公開の取り組み方針

本会は、鳥取県立施設の管理運営代行者として、県民本位の開かれた県政実現のため、各種法令を遵守した適切な情報公開が必要だと考えています。

鳥取県が示される規程に準拠し、独自の情報公開規程を作成します。

指定管理者として従事する者が職務上作成し、または取得した文書等については、公文書として公開するものと、本会情報として非公開にするものとに明確に分けた対応をおこないます。

② 情報公開を行うための措置

情報公開条例および本会情報公開規程にしたがった対応を遵守し、「公開の可否」「公開にかかる文書」「公開の日時と場所」「公開方法」等を決定します。また、情報公開に関する職員研修も実施します。

③ 管理運営の透明性

指定管理者として、県民の『知る権利』を尊重し、情報公開条例にのっとった適正な対応に取り組んでいきます。

指定管理者の運営方針および年次事業計画、事業報告に関しては、情報の公開に関する条例の趣旨にのっとり、積極的な情報提供につとめ、運営の透明性を高めます。

情報公開請求者から苦情の申し立てがあった場合、速やかに鳥取県と協議のうえ、公開の可否等の決定に対して速やかな対応に取り組んでいきます。

④ 効果的な広報活動

効果的な広報をおこなっていくために、わたしたちは常にお客さまの目線でわかりやすく、魅力的な広報活動をおこなっていきます。

⑤ 情報格差への対応

当館から発信する情報を全ての方が等しくキャッチできるよう、掲載する内容や文字の大きさ、言葉づかい等に関し、子ども・高齢者・障がい者等も含め、誰もが理解しやすい内容・表現を徹底し、情報弱者との間に、知識・機会・貧富等の格差が生じないように取り組みます。

男性20人に1人が色弱者といわれています。また、高齢者等の視力低下の方への配慮も必要となります。「色のバリアフリー」やユニバーサルデザイン（UD）の7原則の視点にもとづいた「UDフォント」を積極的に活用し、すべての人にやさしい情報提供をおこないます。

ユニバーサルデザイン (UD) の 7 原則

- ①公平性
- ②自由度
- ③単純性
- ④わかりやすさ
- ⑤安全性
- ⑥体への負担の少なさ
- ⑦スペースの確保

(3) マイナンバーへの対応

平成 27 年 10 月から、住民票を有するすべての人に 1 人 1 つのマイナンバー (個人番号) が通知されています。当館では館長をマイナンバーの責任者とし、個人情報保護のため、情報の流失がないように厳重に管理をしていきます。

7 スポーツの普及振興

スポーツと文化の普及振興をはかるため、鳥取県将来ビジョンに掲げた「みんなで創ろう『活力あんしん鳥取県』や「すべての県民が豊かなスポーツ文化を享受できる鳥取県」を踏まえ、様々な年代の人々が年齢や性別、障がい等を問わずスポーツ・文化活動に参画できる環境づくりに取り組んでいきます。

(1) スポーツの普及振興の考え方

県民が広く利用する公の施設として、スポーツ基本法、体育・スポーツの普及振興、鳥取県スポーツ推進計画を十分認識し、お客さまにとって快適な施設の環境づくりや鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールの利用の促進を目指し、産業振興及びスポーツ振興並びに県民の心身の健全な発展に取り組めます。

スポーツは、世界共通の人類文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことの理念を踏まえ、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず誰もが参加できる教室を実施します。

また、当館は、鳥取県水泳連盟の事務所が館内にあり、鳥取県水泳連盟とともに歩んできました。本会の強みである競技団体との連携により、鳥取県水泳連盟と連携協力し、大会運営を始めとした教室の開催等、さまざまな普及振興にも取り組めます。

① 本会加盟団体との協力

スポーツの普及振興にあたっては、本会に加盟するスポーツ団体の協力が必要不可欠です。各スポーツ連盟とは大会や講習会での連携・協力・支援等で、長年にわたり良好な関係を築いており、今後もこの関係を発展させ、さらなるスポーツの普及振興を図ります。

(2) スポーツの普及振興に係る事業

当館は、現在もさまざまなスポーツ普及振興事業をすすめています。次年度においてもこれらの事業を継続し、さらに発展させた新たな事業を県民のみなさまに提供します。

①スポーツ教室の充実

- ・日本スポーツ協会スポーツリーダー等の資格を持つ職員の専門性を活かした初心者から上級者まで、性別、障がいの有無に関わらず、ライフステージのどの段階でも関心、適正に応じ楽しく参加できる水泳・スポーツ教室を実施します。
- ・多様なニーズに応えるため、教室に関わる専門的な研修をおこない利用者アンケート調査で高い評価を得られるような教室を開催します。

②スポーツ教室の目的

スポーツ教室をつうじて体力・技術力・精神力の向上を図るとともに、礼節・勇気・忍耐力を育み、スポーツを振興し、子どもたちの健全育成を目指します。そして、生涯スポーツという側面から、高齢者、障がい者等、誰でも参加できるスポーツ教室を充実させることで、成人・高齢者への運動機会の提供、充実と健康増進をめざすことを目的とします。

令和2年度に開催するスポーツ教室

お客様のニーズに合わせた多様なプログラムを設定し、教室を開催します。

各教室はつぎの教室計画をもとに行いますが、お客さまのニーズや外部講師からの意見をもとに、開催予定の教室の内容を見直し、新たな教室の企画・実施に取り組みます。

また、職員の異動があった場合は新たな教室を計画し、職員の専門性を活かした教室を実施することで質の高い教室を提供します。

令和2年度は大体育館の改修工事が予定されているため、体育館で実施する教室に関しては実施回数の変更が考えられます。

体育館	料金 (14回)	プール		料金	
				(10回)	(5回)
ジュニア卓球	2,842円	幼児水泳教室		4,070円	2,035円
ジュニア空手	2,842円	小学生水泳教室		5,090円	2,545円
ジュニア新体操	2,842円	小・中学生水泳教室		5,090円	2,545円
ジュニアフィジカル	2,842円	一般水泳教室	一般	8,650円	4,325円
卓球	4,270円		高校生	7,630円	3,815円
産体フィットネス	4,270円	アクアエクササイズ		8,650円	4,325円
テニス	4,270円				
バドミントン	4,270円				
エアロビクス	4,270円				
いきいき健康教室	4,270円				
空手ビクス	4,270円				
ダンス教室	4,270円				
介護予防教室	4,270円				
障がい者スポーツ教室	無料				

プール	料金 (月謝)
小・中学生水球教室	1,520円

③短期開催型の水泳教室

通常の水泳教室に加え、春休みや夏休み等の長期の休みを利用した短期(5回)の水泳教室を実施することにより、水泳の継続をうながし、水泳競技の普及・振興または競技力の向上をはかります。

④手ごろな教室料金

スポーツの普及・振興のため、当館で実施するスポーツ・水泳教室を手ごろな料金設定でおこないます。

水泳教室の1回の参加費は、幼児407円、小・中学生509円、高校生763円、一般865円という計算になります。また、体育館で行う教室は1回あたりの参加費は小・中学生203円、高校生、一般305円という計算になります。料金的に参加しやすい設定とし、さらなるスポーツの普及振興につなげます。

さらに、1回のみ申し込みのワンコインレッスン(30分500円)を実施します。当館の専門指導員が、(水泳、テニス、バドミントン等)1種目を集中して個別指導をおこないます。グループでも個人でも対応します。

⑤安全・安心な教室運営

つぎにあげる取り組みにより、県民のみなさまに安全・安心して参加いただける教室運営をおこないます。

ア 任意保険加入の促進

教室の運営にあたっては、十分な安全への配慮をもとにおこなっていますが、万が一の事故やけがに備えて、「スポーツ安全保険」への加入をお願いしています。教室の送迎時から運動中のけがの補償を傷害保険の範囲内でおこないます。

イ 天災や講師の急病等による教室の対応

台風や地震、大雪等の天災や講師の急病等による事情により、教室の開催が不可能と判断した場合は、教室を順延し、別日に振り替えて開催します。

参加されているお客さまに対して、ホームページやSNSでのお知らせに加え、メール登録制度を導入し、登録されたお客さまには電子メールによる配信、その他のお客さまにはお電話での連絡を迅速におこないます。

ウ 外部講師への安全教育

安全確保はすべてに優先することから、鳥取産業体育館・鳥取屋内プールで計画する教室を安全に実施するため、外部講師への安全教育が必要です。緊急時の対応(AEDの取り扱い方等)やさまざまなハラスメント問題の理解、個人情報の取り扱い等の確認、指導をおこない、安全なプログラムの提供とサービスの向上を目指します。

⑥全国大会等の誘致

「みる」スポーツ活動を県民に周知、推奨し、スポーツ活動への興味・関心や参加意欲を高めるため、本会66加盟競技団体との協力・連携し、全国大会や実業団やプロ等トップレベルの試合を誘致します。

⑦トップアスリート招へいによるスポーツイベントの開催

県内外のトップアスリートを招へいし、子ども達に夢や感動を与え、豊かな経験と卓越した技

術に直接ふれることで、スポーツの素晴らしさや楽しさを知り、スポーツへのきっかけ作りや競技人口の拡大につなげます。

⑧出張指導

地域のスポーツの普及・振興のため、要請等により指導員を学校や公民館等に派遣し、水泳やニュースポーツ等出張指導します。

⑨県や地域、競技団体との連携

公益財団法人とっとりコンベンションビューローの「合宿助成金制度」を利用することで、県内外の大学等の合宿誘致につなげ、地域経済の活性化をはかります。

また、2020 東京オリンピック・パラリンピック出場チームの事前合宿や、2021 関西ワールドマスターズゲームズを鳥取県、競技団体と連携して推進します。

⑩イベントの開催

子どもから大人までの幅広い世代や、障がいの有無に関係なく、スポーツ、文化等に親しみながら楽しめる機会を提供するイベントを実施します。

また、職員の人事異動による専門種目の変動や利用者からのご意見等、取り入れながら専門性を活かしたイベントを開催します。

イベント一覧

イベント名	単 価	備考
新春初泳ぎ	無料	
泳力検定会	検定料300円 認定料700円	1種目あたり
着衣泳講習会	無料	
フィジカル&スキルトレーニング (子ども運動神経育成教室)	幼児300円 小学生500円	1人あたり
ジュニアスポーツ体験フェスタ	500円	1人あたり
ローソンカップ小学生さわやか卓球大会	800円	1人あたり
館長杯スポーツ大会	500円	1人あたり
室内グラウンドゴルフ	1,000円	1人あたり
レスリング体験会	500円	1人あたり
カヌー体験会	500円	1人あたり
スキューバダイビング体験会	500円	1人あたり
障がい者スポーツイベント	無料	
室内フリーマーケット	500円	1ブース
花ショウブ特別展示会	無料	
折り紙教室	500円	1人あたり

⑪水泳教室参加者への終了証（記録証）の発行

水泳教室に参加していただいた方に対し、終了証を発行します。特に小学生の教室については記録証として記録を掲載し、次回の教室への励みや目標になるように授与しています。

⑫芝生化による運動機会の提供

空きスペースであった中庭を芝生化することにより、教室後や教室を待つ保護者の方や子どもたちの運動できる遊び場としてまた、憩いの場として提供します。

(3) 産業の振興及び事業

① 商工・関係団体との連携による産業振興の推進

鳥取県将来ビジョンにある県内の産業の活性化の取り組みや事業者の新たな市場の開拓に向けた取り組みの促進をはかります。

② 産業振興へつながる文化活動事業の実施

文化活動・芸術（展示・体験教室・交流）に関する各種のイベントを開催することにより、県民文化の育成と振興、広く文化活動の場を提供し、人と人との交流、地域の活性化を図り、ひいては産業振興につながるよう取り組みます。

③ 新たな産業振興に向けての取り組み

ア 産業用ドローン（小型無人機）の施設使用について研究します。

ドローン（小型無人機）については、総務省事務局「ドローンの現状」（平成28年2月25日）によると、「我が国の産業用無人機の市場規模としては2015年の16億円から、2020年には186億円、2022年には406億円に急増する見込み」とされ、その用途としては、「2015年には農薬散布用途が約70%を占めるが、以降、整備・点検、測量等の市場が大きく拡大する見込み」とされています。

また、民間企業と地方自治体が協力した災害時における山岳地区との通信中継、携帯電話中継等の実証実験や、経産省による無人航空機による安全な物流事業の実現に向けた実証実験等実導入に向けた取組みがおこなわれているほか、無人航空機の飛行ルール（国土交通省）等、国によって安全面等様々なルール作りが進んでいます。

今後産業利用の拡大が見込まれることから、講習会や展示会場提供の場として産業振興を目的にする施設利用について関係する法令や計画、環境整備等について研究します。

イ エレクトロニクススポーツ（e-SPORTS）の施設使用について研究します。

エレクトロニクススポーツ（以下e-SPORTS）は、2019年茨城国体で、文化プログラムのひとつとして競技会が実施を予定している他、2022年アジア大会の正式種目として決定している種目であり、東京オリンピックや経済産業省が打ち出す成長戦略“クールジャパン”においても期待

されており、情報社会に生まれたスポーツとして、文化的な側面と次世代の人材育成の効果もあわせ持っています。

e-SPORTS の施設使用について関係する法令や計画、環境整備等について研究します。

8 障がい者に優しい施設

鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（通称：あいサポート条例、平成29年9月1日施行）による基本的な考え方にのっとり、「障がいを知り、共に生きる」をスローガンに、障がい者が利用しやすいサービスを提供し、障がい者が働きやすい環境を整備するとともに、県などが実施し推進するその施策に積極的に協力していきます。

(1) 障がい者が利用しやすい施設運営を実現するための取組

障がい者が利用しやすい施設運営を実現するために、当館ではさまざまな取り組みをおこなうことで、より利用しやすい施設にしていきます。

① 基本的な考え方

障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けた取り組みは次に掲げる事項を基本とします。

●基本的な考え方

- 1 全ての県民が障がい及び障がい者に対する理解を深めること。
- 2 障がいを理由とする差別の解消をはかること。
- 3 障がい者本人が望む適切なコミュニケーション手段その他情報を取得する手段を選択することができるよう支援を充実させることにより障がい者情報アクセシビリティを保障すること。
- 4 災害時であっても障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるようにすること。
- 5 地域社会において、障がい者が自分らしく安心して生活することができるようにすること。

② 障がいを知り、共に生きる社会の実現に向けた取組

まずは職員が障がいを知ることから始めます。障がい者との交流会や講習会などに積極的に参加、協力することを推進し、様々な障がいがあることを知ることによって、その手助けができるようにつとめます。

現指定管理期間にも「障がい者スポーツ教室」「障がい者水泳教室」の実施や「タンDEM自転車」の貸出、また、「障がい者スポーツ指導員」の資格取得講習を積極的におこなっており、令和2年度も積極的な参加・協力を推進します。

③ バリアフリーに対応した施設利用の推進

当館はバリアフリーに対応しており、年齢や障がいの有無にかかわらず利用することができます。どなたでも快適に使用できる施設として利用を推進します。

④ 障がい者にやさしい施設利用の促進

障がい者が利用しやすい施設運営を実現するために、当館ではハートフル駐車場やあいサポート運動などさまざまな取り組みをおこなうことで、より利用しやすい施設にしていきます。

⑤ あいサポート運動への積極的な取組

本会は、平成 21 年 11 月に鳥取県で始まった「あいサポート運動」を積極的に推進するため、平成 22 年 6 月 8 日に「あいサポート団体」として認定されています。

職員に「あいサポートバッジ」の着用を義務づけ、障がいのある方に気軽に声をかけられる環境をつくるよう心がけていきます。

ア 職員をあいサポートメッセンジャーとして登録

あいサポート運動の推進役となる「あいサポートメッセンジャー」の養成研修会に職員を派遣し、あいサポートメッセンジャーとして登録します。

当館のあいサポートメッセンジャーをつうじて、職場内におけるあいサポーター研修などを充実させ、障がいへのさらなる理解、お互いの人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指します。

イ あいサポーター研修

外部へのあいサポーター研修への参加、あいサポーター研修に参加した職員を講師に職員研修を積極的に実施することにより、日常生活のなかで、障がいのある方が困っているときなどに少しでも手助けができるように活動していきます。

ウ ヘルプマークの啓発

「あいサポート条例」のなかで、県民または事業者は、配慮や支援が必要であることを周囲に知らせる「ヘルプマーク（東京都が平成 24 年制度創設）」を着用している方に対して、その当事者の方の求めに応じて必要な支援等をおこなうことが定められています。

当館でも「ヘルプマーク」を見かけたら声掛けをおこなうなど、思いやりのある行動がすぐにとれるようにするため、ポスター掲示などの啓発をおこないます。

⑥ 鳥取県手話言語条例への取組

あいサポート運動発祥の地である鳥取県で、ろう者とうろう者以外の者たちが意思疎通を活発にすることがその出発点であり、手話がろう者とうろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とうろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、鳥取県手話言語条

例（平成 25 年 10 月 11 日施行）が制定されました。

ア 手話を学ぶ機会の確保

積極的に手話を学ぶ機会を確保するため、あいさポーター研修をはじめとした「あいサポート運動」を推進します。また、外部の手話研修への参加や内部での職員研修をおこなうことで、簡単な手話のあいさつなどができるようにしていきます。

イ 手話通訳者の活用の研究

手話通訳者を活用することで、当館が令和 2 年度に実施するイベントなどにろう者が参加しやすい環境を整え、ろう者とろう者以外の者が一緒に参加できる機会をつくれるよう研究します。

ウ スマートフォン・タブレットを活用した手話導入の研究

スマートフォンの音声認識機能やアプリなどを活用して、ろう者との意思疎通や手話会話が簡単におこなえるよう研究します。また、職員研修などに利用することにより、簡単に手話研修ができるように研究します。

⑦ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品・役務の調達

障がい者就労施設からの物品購入を推進するため、障害者優先調達推進法の趣旨にのっとり、障がい者就労施設からの物品調達を推進します。

また、社会全体における若年労働力の大幅な減少が予想されることから、地域における安定的な労働力の確保のため、高齢者労働力の活用（高齢者の雇用機会の創出）を図りシルバー人材センター等からの役務の調達をおこないます。

⑧ 障がい者又は高齢者の就労機会の確保

障がい者又は高齢者（65 歳以上）の就労機会の確保、拡大を図るために、障がい者及び高齢者の直接雇用を推進します。

ア 障がい者又は高齢者の直接雇用の推進

障がい者や高齢者といった障がいの有無や年齢などにとらわれない雇用をおこない、障がい者や高齢者の雇用確保につとめます。

イ 障がい者の就労支援

本会は、障がい者を 2 名雇用しており、素晴らしい働きをしてもらっています。鳥取県障がい者スポーツ協会をはじめ、鳥取県厚生事業団などの各関係機関と連携をおこない、今後も、本会管理運営する施設において、可能な限り障がい者の就労支援に取り組んでいきます。

⑨ 骨伝導集音器の導入の研究

骨伝導集音器（骨伝導イヤホンと集音器のセット）を設置し、受付時に利用することで、鼓膜

に障がいがあることに起因する難聴の方はもちろん、高齢者の方等が安心して受付ができるよう導入を研究します。

⑩ ミライスピーカー導入の研究

従来のスピーカーよりも難聴の方に伝わりやすいミライスピーカーの導入を県と協議の上検討します。

高齢者は、通常のスピーカーより蓄音機の方が聴こえやすい」という話から、蓄音機のラップ部分の”曲がり”をヒントに開発がスタートした『曲面サウンド』。一点の音源から音を発する従来のスピーカーは、距離が離れるほど音が弱くなりやすい特徴がありますが、ミライスピーカーの『曲面サウンド』は音にエネルギーがあり、聴こえにくい方の聴覚をサポートし、さらに、距離による音の弱まりが少なく、健聴者にも大きくない音で遠くまでハッキリとクリアなまま耳にきちんと音を届けることができます。（メーカーHP より引用）

⑪ ウェブアクセシビリティの確保

総務省から、バリアフリーなウェブコンテンツを作成する方法を提示し、障がいのある人がインターネットのウェブへ容易にアクセスできるようにすることを目的とした、ウェブアクセシビリティに関する指針が策定されています。

ア 本会ウェブアクセシビリティ方針

本会では、「年齢や障がいの有無を問わず、誰にとっても分かりやすく利用しやすいホームページの実現」を目指し、ホームページのアクセシビリティの向上につとめています。

2016年3月22日に改正された JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」に基づき、アクセシビリティ方針を定めています。

イ ウェブアクセシビリティとは

ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障がい者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します（総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年度版）」より）。

ウ ウェブアクセシビリティの維持・向上の取組

職員研修や専門業者からの提案・アドバイスにより継続的にウェブアクセシビリティの維持・向上に取り組めます。

エ 例外事項

以下の事項については対象範囲外とします。

- | | |
|---|---|
| 1 | ●PDFファイル
可能な限り達成基準に配慮して作成いたしますが、現状ではすべてのPDFファイルへのウェブアクセシビリティへの対応は、情報量および技術的な観点から困難なため、対象範囲に含めません。 |
| 2 | ●動画を掲載するページ
動画ファイルについては、可能な限りテキストでの代替情報を提供いたしますが、現状ではすべての動画ファイルへのウェブアクセシビリティ対応は困難なため、当該ページは対象範囲に含めません。 |

⑫ 障がい者仕事サポーターの配置

鳥取労働局・鳥取県・鳥取障害者職業センターが主催する「とっとり障がい者仕事サポーター養成講座」を受講し、障がい者仕事サポーターを配置します。

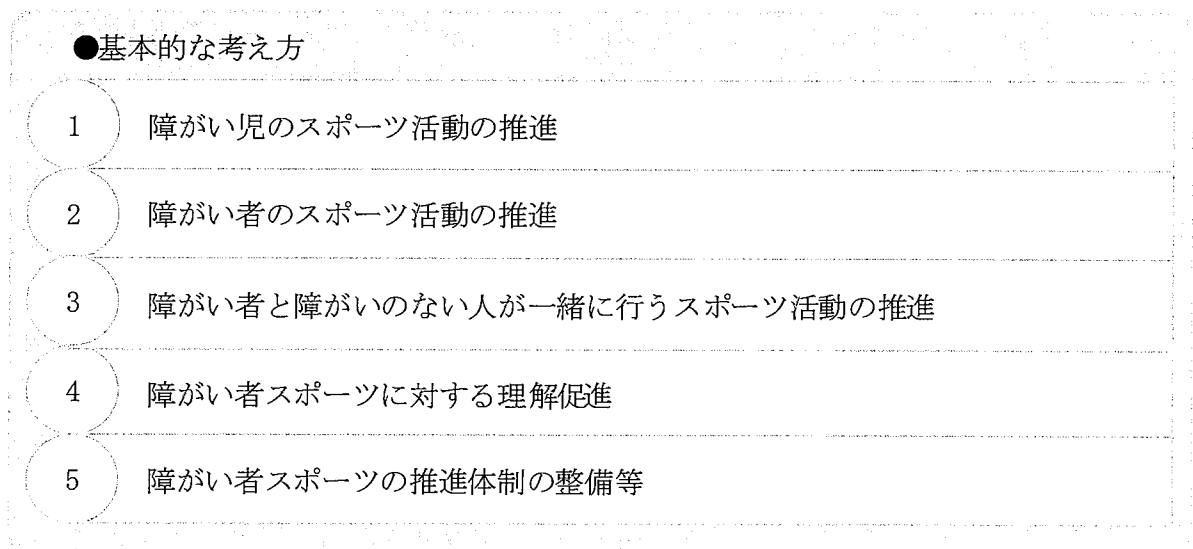
当館では、障がいに関して正しく理解し、働く障がい者の方にとって身近な支援者（とっとり障がい者仕事サポーター）となって、障がいがある方だけでなく、現場で働くすべての人にとって働きやすい職場環境づくりを推進します。

(2) 障がい者スポーツの普及振興に係る事業・取組

本会は障がい者スポーツの普及振興に係る事業・取り組みにより、障がいを持つ方が鳥取県スポーツ推進計画の特徴である「障がい等を問わず誰もが適性等に応じてスポーツに参画する」ことができるよう積極的に推進していきます。

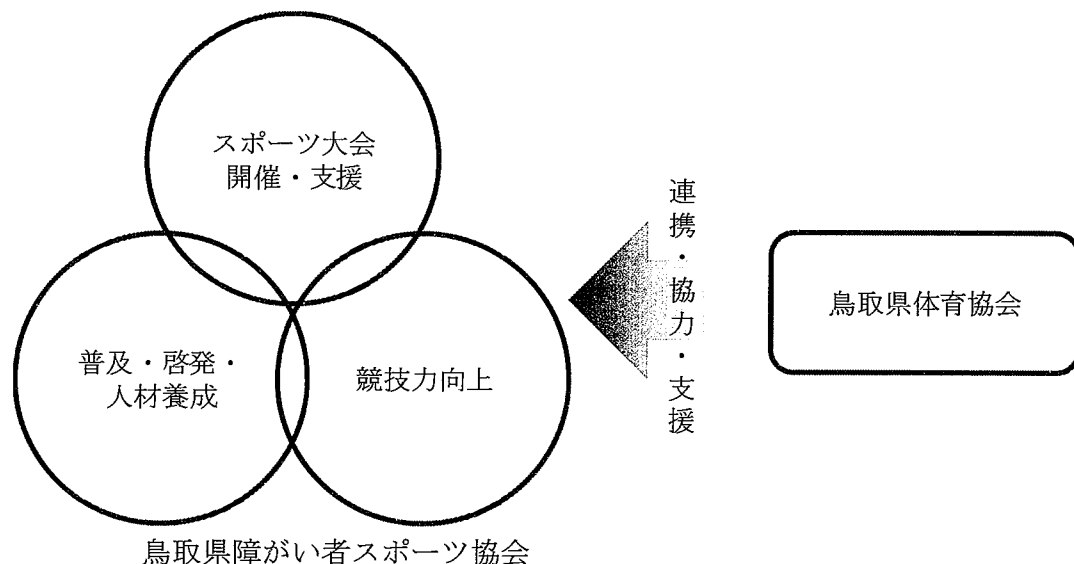
① 基本的な考え方

障がい者スポーツの普及振興のための取り組みは次に掲げる事項を基本とします。



② 鳥取県障がい者スポーツ協会との連携

鳥取県障がい者スポーツ協会の下記の取り組みの3本柱について、連携・協力・支援していきます。



ア 鳥取県障がい者スポーツ協会が主催する大会等への協力

鳥取県障がい者スポーツ協会が主催する大会等に指導員を派遣することにより、障がい者スポーツを支援・協力し、障がい者スポーツの普及に取り組みます。

イ 鳥取県障がい者スポーツ協会が主催する教室・講習会等への派遣

鳥取県障がい者スポーツ協会が主催する講習会・教室などに指導員を派遣することにより、障がい者スポーツを支援・協力し、障がい者スポーツの普及に取り組みます。

③ スポーツ教室の提供

職員が保有する障がい者スポーツ指導員資格を活用し、鳥取県障がい者スポーツ協会と連携した教室を実施します。

④ 障がい者スポーツ指導員資格の取得推進

障がい者スポーツの普及・振興のため、職員の障がい者スポーツ指導員資格の取得を推進し、障がい者スポーツの理解を深め、障がいの有無にかかわらず参加できるスポーツプログラムを実施します。

また、障がい者スポーツ指導員指導員資格保有者に対する資質向上のための研修をおこないます。

⑤ 障がい者スポーツ活動への協力

障がい者、要介護者、特定医療費（指定難病）医療受給者のスポーツ活動を促進するため、施設使用料を減免します。

⑥ 障がい者スポーツ大会などの誘致推進

当館でも開催可能な障がい者スポーツ大会などの誘致を積極的に推進します。鳥取県内の障がい者スポーツ競技団体等に働きかけ、各種の競技やニュースポーツの大会などの誘致をおこないます。

⑦ 障がい者スポーツに関する情報提供

館内に情報コーナーを作成し、障がい者スポーツ関連の情報誌等を設置することにより、当館をご利用になるお客さまに広く障がい者スポーツへの理解とスポーツに気軽に参加できる環境づくりをしていきます。

⑧ 障がい者スポーツの普及と啓発

障がい者スポーツの普及と啓発のため、鳥取県障がい者スポーツ協会等の障がい者スポーツ団

体が開催する体験会やイベント等の啓発活動を積極的におこないます

該当団体からのポスター掲示やチラシの配布協力などがあれば、館内に掲示するなどして、障がい者スポーツの普及に少しでも協力できる体制をとります。

⑨ 2020年東京パラリンピックの合宿誘致の推進

障がい者がオリンピック・パラリンピアン等と接し、スポーツに興味関心を持つ機会を提供するために、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、鳥取県・本会各加盟競技団体をはじめとした関係機関と連携して合宿地誘致に取り組みます。

9 組織及び職員の配置等

組織及び職員の配置等については、県及び関係者等で相互に連携して課題解決に向けた基本的な考え方を整理し、当館を通じて活力に満ちた地域社会を目指すため、採用・教育・教育研修および組織化に取り組んでいきます。

(1) 管理運営の組織

当館の設置目的をふまえ、業務を熟知し、スポーツ・水泳の専門家としてその種目の指導力に優れる職員（体育指導員、スタッフなど）を多く配置します。さらに、親切、丁寧な対応と迅速、積極的な行動を心がけ、つねに県民（お客さま）の立場に立って、県民感覚、県民目線で考え、行動します。

① 職員体制

当館の職員体制は下記のとおりとし、県民のみなさまに安全・安心してご利用いただける施設運営をします。

ア 責任者の配置

施設の管理統括責任者として館長 1 名を配置します。館長は鳥取産業体育館・鳥取屋内プール運営管理の最高責任者として、施設管理および運営全般、鳥取県のスポーツの普及振興を推進するための見識が深く、調整力に優れた者を配置します。また、管理運営責任者として次長を 1 名配置します。次長は館長を補佐し、館長不在時には館長の職務を代理します。

イ 業務を熟知した職員の配置

お客さまが常に安全・安心に当館をご利用いただけるように、館長・次長及び常勤職員を配置し、合計 15 名で当館の管理運営業務をおこないます。

その他、夏の繁忙期にはプール監視のパートタイムスタッフを配置し対応します。

② スポーツ施設に特化した職員体制

当館はスポーツ施設として、様々な知識が求められることから、各競技の高い専門性を有し、指導力に秀でた職員を配置します。特に鳥取屋内プールは、競泳用プールであり、プールという特殊性と危険も伴うことから、応急手当資格及び水泳指導員資格を有する職員を配置します。

さらに、体育施設管理士などの体育施設管理に必要な技能を身につけた職員を配置することで、お客さまにより安全・安心して施設を利用いただけるようにします。

また、現在の職員の継続雇用を原則とすることで、令和 2 年度もスムーズな運営ができるようにします。

(2) 職員の職種等

当館の職員には、仕様書に記載される要件のほかに、体育施設管理士（公益財団法人日本体育施設協会）や水泳・スポーツ指導の資格などを保有する職員を配置し、専門的な知識・技能・経験を活かした教室の開催や施設の管理運営を効率的におこないます。

① 人員配置

当館の管理運営に適した人員を配置することにより、お客さま満足度の向上のための接遇の改善や安全・安心の向上を目指します。

(3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針

本会は、現施設職員について、引き続き施設の管理運営に従事することを希望する者の継続雇用を原則とし、「人材は財産」を基本的な考え方としています。「県民の体力向上およびスポーツ精神の高揚」の実現に向けて、職員一人ひとりがいきいきと、やりがいをもって働き、もてる力を最大限発揮できる職場をめざします。

また、今日では、心身の健康問題を抱える人も多く、メンタルヘルスの大切さは誰もが認めるところです。わたしたちは、ワーク・ライフ・バランス（生活と仕事を調和させることで得られる相乗効果、好循環）を実現するためにも、時間外労働の削減と有給休暇の取得を促進し、積極的に働き方改革をすすめていきます。

(4) 日常の職員配置

勤務のローテーションは、労働基準法などの関係法令を遵守し、適正な職員配置をおこないます。なお、館長不在の場合に事故や事件災害などが発生した場合には緊急連絡網を使用し、館長ならびに本会事務局担当者に連絡・報告し、1次対応が遅れないようにします。

① 標準的な職員配置の考え方

職員配置はつぎのローテーションを基本とし、当日の利用状況などに応じて柔軟な対応ができるようにします。

●一週間の勤務ローテーション（例）

	月	火	水	木	金	土	日
館長	A	A	休	A	A	A	休
次長	A	A	休	C	A	休	A
主任体育指導員	C	A	休	C	B	C	休
スタッフ	休	A	A	休	D	A	A
スタッフ	休	C	A	休	C	休	A
体育指導員	B	休	休	D	C	B	D
嘱託	B	休	休	C	B	B	C
嘱託	B	C	C	休	D	C	休
嘱託	D	B	休	B	B	休	休
嘱託	B	休	D	休	C	C	B
嘱託	C	A	休	B	休	D	C
嘱託	B	B	休	C	休	B	休
嘱託	C	C	休	C	休	A	休
非常勤職員	休	休	○	○	休	休	○
非常勤職員	○	○	休	休	○	○	休

A 8:30～17:15／B 9:30～18:15／C 11:30～20:15／D 13:30～22:15／
非常勤職員 18:15～22:15

② 職員及び嘱託職員の労働条件

労働条件は公益財団法人鳥取県体育協会職員就業規則および嘱託職員就業規則、ならびに労働基準法が定めるところによります。

(5) 人材育成

当館は、全ての県民が平等・公平に利用できる施設にするため、「①安全性・公共性」②「快適性・利便性」③「専門性・特殊性」に関する研修を実施していきます。

また、「みんなで創ろう活力あんしん鳥取県」を目指し、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を推進する人材育成に取り組んでいきます。

① 研修基本方針

県民のニーズに的確に応え、優れた施設サービスを提供していくため、職員研修の目標を以下のように設定し、法令の遵守、服務規律の徹底などのコンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを継続するとともに、県民本位の姿勢で誠実に職務を遂行することにより、県民(お客さま)の皆様の信頼にこたえていきます。

●職員研修基本方針

- 1 使命感、倫理観の確立、豊かな人権感覚などの意識の涵養（かんよう）をはかること。
- 2 責任感、チャレンジ精神、規律性など、仕事への取り組み姿勢を身につけること。
- 3 職務遂行力、組織支援力、課題設定力、実行力、組織運営力といった、職員に求められる能力の向上をはかること。
- 4 職務に関する実務知識とともに、社会経済全般に関する幅広い知識の習得をはかること。
- 5 職員相互が高め合い、職務を協力・協働して遂行する連帯感を醸成すること。

② 研修計画

すべての県民に公平に施設を使用していただくため、本会事務局に研修担当者を配置し、鳥取県各部、県公社事業団主催の研修会等を積極的に活用します。さらに、階層別・職別研修を体系的におこなうとともに、各施設においてもさらに良質なサービスが提供でき、職員の資質向上となるよう研修会や講習会に積極的に参加します。

ア 職員に対する確認テストの実施

わたしたちは、次期指定管理においても、公共サービスの水準を維持し、安全性、継続性を確保する観点から、職員研修を実施するとともに、職員に対するアンケート調査および必須事項の浸透を再確認するためのテスト実施を計画します。

イ 研修項目と研修内容など

職員の資質向上のための研修をつぎのとおり実施していきます。

◆年間研修計画一覧

月	研修項目	研修対象	研修内容
	規定・規則の理解	初、中堅スタッフ	・本会規定、就業規則の理解
4	接遇研修	全職員	・応接技術だけでなく、全ての利用者に対する心のバリアフリーを習得
	経理研修	経理・福利厚生担当者	・体育施設共通の経理の習得研修 ・施設の特徴を踏まえた施設管理の習得
	衛生管理と機器メンテナンス	指導員	・日常清掃作業基準と実施方法
	基礎事務研修	初、中堅スタッフ	・受付、予約システム、利用料の取扱の習得
	水難救助訓練 (AED取扱含)	全職員	・プールでの溺者・急病人発生時への救助訓練
5	改正規定、規則の理解	管理職	・改正された本会諸規定、就業規則の理解
	社会保険実務研修	経理・福利厚生担当者	・給付内容の理解 ・手続き方法の習得
	安全監視研修	指導員	・事故を未然に防ぐ方法等 ・利用者に対するアプローチ法
6	法令順守研修	管理職	・個人情報研修 ・労働関係法規研修 ・運営に必要な法規研修
	防犯・危機管理研修	初、中堅スタッフ	・消防計画の理解 (実際の避難経路の確認、消防設備の理解) ・不審者対応
7	救急法・応急手当	全職員	・救急法の技術の向上、知識の習得
8	個人情報保護法に関わる研修	初、中堅スタッフ	・個人情報保護規定理解
9	リーダーシップ研修	管理職	・スタッフの魅力の最大限の活用 ・モチベーションの維持
	蘇生法・救急法	指導員	・心肺蘇生法 (AED取扱含) ・応急手当の知識・技術の習得
10	メンタルヘルス対策研修	管理職	・安全配慮義務の理解と業務によるストレスの排除及び対処法の習得
11	環境問題研修	全職員	・環境型社会の構築能力の習得
6 11	人権研修	全職員	・人権集会及び研修会、小座談会等への参加をととした人権意識の高揚
毎月	普通救命講習 (AED取扱含)	全職員	・応急手当、けが等万一の対応力の習得
随時	指導員資格取得支援	指導員	・日本体育協会公認スポーツ指導員資格取得など各種スポーツに関する資格取得支援

【研修対象】

初、中堅スタッフ…主任体育指導員、スタッフ、体育指導員、嘱託職員

管理職…館長、次長、スタッフ、体育指導員

経理・福利厚生担当者…担当者 / 指導員…館長、次長、体育指導員、スタッフ等

10 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

事業計画書に沿った当該申請に係る公の施設の管理を、施設の業務実施状況、利用者の利用状況、利用料金の収入実績、管理経費の収支状況などを行うために必要な人員及び財政的基礎づくりに取り組んでいきます。

(1) コンプライアンス方針

① 社会的責任

指定管理者制度においても違法行為や反社会的行為をおこなって信頼を失い、事業が実施できなくなるケースが頻発しています。

激変する社会の中、鳥取県立施設の管理代行者として、法令遵守はもとより、運営に携わる職員一人ひとりが、課せられた職責を深く自覚し、高い倫理観にもとづいた行動をとることが求められています

わたしたちは、すべての鳥取県民と共に、事業をおこなうにあたり、高い倫理意識を持って、指定管理者としての社会的責任を全うできるように取り組んでいきます。

② 法令遵守体制

ア 各種法律・条例を遵守します

指定管理者は行政の代行者としての自覚を持ち、条例・法律ほか、関連の法令を遵守します。

イ コンプライアンスに関わる姿勢の明確化

本会はつぎのとおり、コンプライアンスに係る行動指針を明確化し、当館の管理運営をおこないます。

コンプライアンスに係る行動指針	
1	わたしたちは法律や良識に反することは決しておこないません。
2	わたしたちはその行動が正しいかを考えてから行動します。
3	わたしたちは社会から誤解や不名誉な評価をうけることのないよう正しい判断と節度ある行動につとめます。
4	わたしたちは業務上の危険を予知し、業務を安全に遂行します。

ウ 鳥取県の予算、決算及び金銭会計規則に準じた取扱いの徹底

本会は、経理処理に関する業務を行うにあたり、鳥取県が定める会計規則などに準じた処理方法を遵守します。

鳥取県の各地域で指定管理業務を受託しており、その業務の中で培った会計ルールを考え方を基本に、適切な処理基準に則った金銭管理に取り組んでいきます。

エ 経理帳簿の整備及び運用

本施設に適した経理帳簿の整備をおこない、適切な金銭管理がおこなわれていることに最善をつくします。以下の5原則に基づき鳥取県との協議により経理規定を設け、人的な不正が起こり得ない管理体制を構築します。

帳簿整理の5原則		
1 相互確認の原則	2 領収書授受の原則	3 ダブルチェックの原則
4 簿外現金禁止の原則	5 金銭在高確認の原則	

オ 本会事務局による会計監査及び内部統制の実施

本部による各施設への会計監査及び内部統制をおこないます。

監査では、棚卸の調査・固定資産の調査・適正な経理帳簿の運用を確認し、不正な経理処理が行われていないかの内部監査に取り組んでいきます。

カ 未然防止・再発防止への取組

わたしたちは、鳥取県の各地域の人々と共に事業をおこなっていくため、不祥事の未然防止・再発防止のために高い倫理意識を持って、指定管理者としての社会的責任を全うできるように取り組んでいきます。

不祥事の未然防止のための対応策として、不正のトライアングル（米国の犯罪学者ドナルド・R・クレシーの仮説）である「動機」「機会」「正当化」の発生を防止するための対応策をおこないます。また、不祥事が起こった場合には、PDCA サイクルを実践することで改善策を策定し、再発防止に取り組みます。

再発防止のための取組	
1	問題事象（不祥事）の原因分析
2	原因分析にもとづく改善策の策定（Plan）
3	改善策の実行（Do）
4	改善策の進捗状況に関するモニタリング（Check）
5	（改善策の進捗が不十分である場合の）改善策の見直し（Action）

1.1 委託、工事の発注予定

委託、工事の発注にあたっては、一般競争入札により受注機会の均等、経済的・効率的な予算執行につとめるとともに、県内業者等の健全な育成も考慮し、適正な競争性の確保に取り組んでいきます。なお暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者などについては排除します。

1.2 法人等の社会的責任の遂行状況

本会は、社会に貢献することを団体の理念に掲げ、地域に密着した貢献活動を行っていきます。具体的な内容については、①社会的貢献②経済的貢献③環境的貢献の3本柱を掲げ貢献活動に取り組んでいきます。

障がい者雇用、男女共同参画推進の認定、鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）I種又はII種規格認証、家庭教育推進協力企業、あいサポート企業等。

(1) キャリア教育推進協力企業認定証

高等学校におけるキャリア教育の充実に向けて、「鳥取県キャリア教育推進協力企業」として、鳥取県教育委員会と協定を結び、各県立高等学校の取り組みを支援することで鳥取県のキャリア教育の一層の推進をはかっています。

(2) とっとり子育て隊認定証

子どもを安心して産み育てられる社会を実現し、子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長できるよう、地域みんなで子育てを支えあう「とっとり子育て隊」として登録し、子育て家庭にやさしい職場環境の整備をすることで子育て中の人を応援します。

(3) 「社員の健康づくり宣言」事業所認定証

職員が心身ともに元気に働けることにより、リスクマネジメント、業務効率の向上、モチベーション向上等をはかることにより、お客さまによりよいサービス提供ができるようにしていきます。

1 3 その他の計画等

(1) 管理業務の移行計画

組織運営体制は現行体制で確保しているため、令和2年度も引き続き管理業務を行なうにあたり、初心に帰り接遇等の研修をおこないます。また、職員の資質をさらに向上させ、職員の技能を活かすことにより、鳥取産業体育館・鳥取屋内プールならではのサービスを県民のみなさまに提供します。

① 管理運営の効果的な実施

PDCA マネジメントサイクルにより、各種管理を効率的におこない、よりよい県民サービスをご提供できるようにします。

② 組織体制の確保

組織体制は本会が現指定管理者であるため、現行の組織体制を維持したうえで、さらなる武道・スポーツの普及振興と県の政策・施策などの推進のために適材を適所に配置し、お客さまに施設を安全・安心にご利用いただける管理運営につとめます。

③ 職員研修計画

職員の資質向上のための職員研修計画は、「9 組織及び職員の配置等」の(5)人材育成に研修計画の詳細を記載しています。

④ 内部会議による管理運営効率の向上

毎朝打合せ会をおこない、連絡事項の徹底と職員の意思統一をはかり、時差出勤の職員のために、日報などによる情報伝達での業務の引き継ぎ及び確認をおこないます。さらに、内容に応じて各種の職員会議を実施します。

⑤ OODA ループによる課題解決のスピード化

課題解決のスピード化をはかるため、OODA (ウーダ) ループ (Observe (観察)、Orient (情勢判断・方向づけ)、Decide (決心)、Act (実行) の4プロセス) により、「現場」が起点となって動く環境をつくります。

また、「柔軟性」から生じる臨機応変な対応で、事前の準備よりも現場で得た情報により柔軟に動くことができます。さらに、現場の個人が自分で考えて動くことが必要なため、人材育成を促進できるメリットもあります。

(2) その他

① 指定期間5年間の事業展開

2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されるのを契機として、関連する国内外の合宿を積極的に誘致するとともに、ライフステージに応じた運動機会の提供をすすめます。

② 社会貢献活動について

本会は、「体協組織として社会貢献すること」を理念のひとつにし、以下のような地域振興、支援活動をおこないます。

活動内容	
中学生・高校生インターンシップ 職場体験受け入れ	ペットボトルキャップリサイクル 提供
アルミタブリサイクル提供	古紙リサイクル提供
天神地区清掃活動への参加	砂丘ボランティア活動への参加
部活外部指導協力	公民館・学校等への派遣指導
スポーツ団体への協力	障がい者就労施設からの積極的な 物品購入
被災地への義援金	

③ 許可の手続き

指定管理者がお客さまに対しておこなう許可その他の処分、県民からの依頼に対する対応等には、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号。以下「行政手続条例」という。）の規定が適用されます。利用の許可等（申請に対する処分）をおこなうための審査基準及び監督処分等（不利益処分）をおこなうための処分基準並びに許可等をおこなうまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）を定める等、行政手続条例にのっとりた手続きをおこないます。

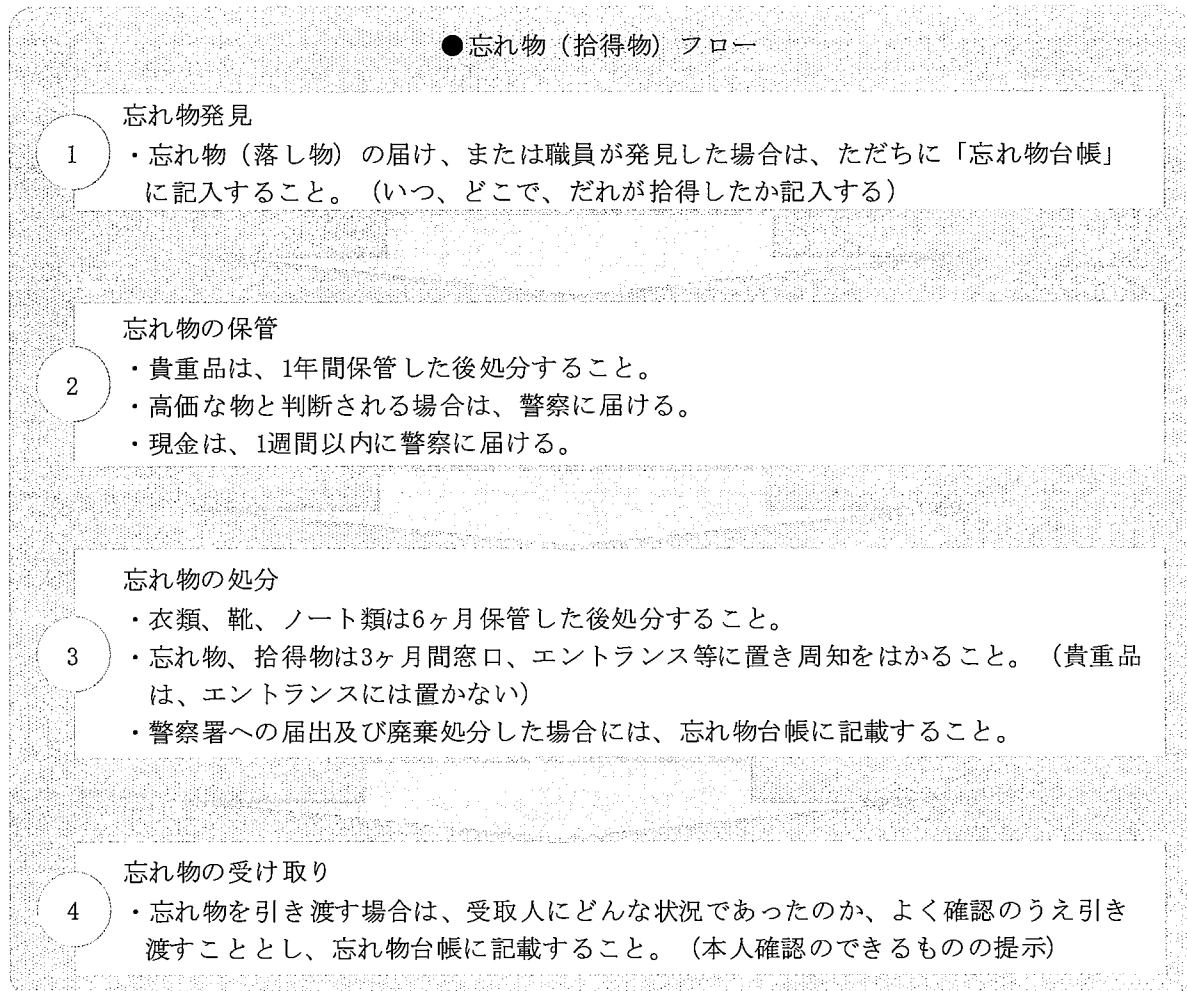
④ スポーツ安全保険の提供

主に当館スポーツ教室・水泳教室に参加されるお客さま、ご利用いただいている団体のお客さま、その他に地域でスポーツ活動をおこなっている方に、公益財団法人スポーツ安全協会でも取り扱っているスポーツ安全保険の加入を促進し、制度のPRや加入手続きの手助けをします。

⑤ 交通規制遵守への取り組みについて

鳥取県内の自家用車保有率が全国的に高く、車社会であることがうかがわれますが、公共施設を管理運営する一員として「飲酒運転撲滅キャンペーン」を施設内でも展開し、事故撲滅に向けて取り組んでいきます。

⑥ 忘れ物マニュアルにより、忘れ物の保管・処理方法を徹底します。



⑦ 実施状況の報告等

業務報告書（毎月翌月 15 日までに提出）、事業報告書（毎年度終了後 30 日以内に提出）、翌年度の事業計画書（毎年 2 月末までに提出）などの指定管理の実施状況報告を確実にこなします。

毎月の利用者数や利用促進策の実施状況、収支状況などに関して、当館自身による内部検査結果などをまとめて県に報告しています。

⑧ 人権に配慮した施設運営

職員研修の実施、啓発ステッカーの貼付による啓発活動、鳥取県が策定した「差別落書き未然防止指針」（平成 27 年 3 月改正）により対策をおこないます。万が一差別落書きが発生した場合には、「差別落書き対応要領」（平成 27 年 3 月改正）および「差別落書き対応マニュアル」により措置します。

⑨ 保険への加入

施設の管理運営には万全を尽くしますが、万一事故が発生し、管理者に管理責任が発生した場合に円滑な補償などをおこなうため「社会体育施設保険制度」（スポーツファシリティーズ保険）へ加入します。

※ 保険の加入

⑩ 守秘義務の遵守

業務上知り得た秘密を第三者に漏らしません。

お客さまおよび職員に関する個人情報、情報公開規程における非開示情報など、守秘義務があります。情報の漏えい等がないように、個人情報は鍵の掛かる場所で保管するなど、管理の徹底をはかります。

⑪ 適切な会計処理

公益財団法人に適用される公益法人会計により会計処理をおこなうとともに、監事2名による年2回の内部監査をおこないます。また、県監査委員の監査も受検します。

⑫ 国際貢献事業

日本国政府が推進する、スポーツをつうじた国際貢献事業であるスポーツフォートゥモローなどのスポーツをつうじた国際貢献事業を積極的に推進していきます。

現在までに、本会では大韓民国江原道体育会と締結したスポーツ交流協定書にもとづきスポーツ交流試合をおこない、日韓両国の友好親善とスポーツの振興をはかっています。

⑬ 館内の禁煙

鳥取県の禁煙施設認定制度に禁煙施設として認定され、館内は禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置しています。

健康増進法に係る受動喫煙対策として、タバコの自販機は設置しません。

また、屋外に喫煙所を設置することにより分煙を図ります。

⑭ 健康づくり応援

スポーツをつうじて県民が健康で豊かな生活ができるよう、ライフステージに応じた運動プログラムを提供し、県民の健康づくりを応援します。

⑮ 地産地消型の施設運営

県内需要の拡大、県内業者の活用が求められるなかで、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨をふまえた県内事業者への発注を推進します。

⑯ 職員駐車場の使用料

指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた職員が、通勤のために施設内駐車場を使用する場合は、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の規定に基づき、あらかじめ指定管理者が県の使用許可を受け、その使用料を納入する必要があるとされています。

⑰ 備品の管理

仕様書に従い、下記のとおり備品を管理します。

(ア) 施設の運営に支障をきたさないよう、備品の維持管理を適切におこない、必要な修繕は速やかにおこないます。

(イ) 県の所有に帰属する備品が不用となった場合には、県に返還します。

(ウ) (イ) により備品の数量等に異動があった場合及び県が新たに備品を貸与した場合は、県が提示した備品台帳により整理します。

⑱ 関係書類の整備

委託業務の実施にあたっては、業務日誌、作業記録などの業務関係書類を作成し、指定期間終了後5年間保管します。

⑲ 障がい者就労施設等からの物品等の調達

県の方針に基づき、障がいのある方が地域で自立した生活を送れるよう、障がい者就労施設からの物品等の調達に取り組みます。

⑳ Wi-Fi 環境の整備

鳥取県は外国人および日本人観光客に利用できる無料公衆無線 LAN のアクセスポイントを整備しており、当館でも平成29年3月にとっとりBB（無料公衆無線LAN）を1階エントランスに導入しています。

今後も外国人観光客の受け入れやご利用のお客さまの利便性向上のために、Wi-Fi 環境の整備を推進していきます。

㉑ ガイナーレ鳥取の支援

鳥取県の唯一のプロチームで鳥取県も支援・補助しているガイナーレ鳥取に対し、本会としても可能な限り支援をおこない、本県スポーツの充実をはかるとともに地域活性化に寄与します。

1.4 利用者数見込み及び収支計画

(1) 利用者数見込み

114,700人 (体育館77,700人、プール67,000人)

(2) 収支計画

(単位：千円)

		内 訳	金 額	
収入項目	利用料収入	施設使用料収益	22,790	
	その他の収入	教室参加料収入	6,620	
		イベント収入	263	
		雑収入	385	
		自販機手数料	2,606	
収入合計 (A)			32,664	
支出項目	人件費 (常勤職員)		50,514	
	人件費 (非常勤職員)		1,228	
	施設維持管理費	旅費交通費	155	25,631
		通信運搬費	180	
		消耗品費	1,171	
		印刷製本費	355	
		燃料費	10,137	
		賃借料	194	
		保険料	320	
		租税公課費	4,576	
		報償費	349	
		食糧費	21	
		手数料	1,485	
		委託料	6,662	
		負担金補助	25	
広告料	1			
光熱水料費		20,405		
修繕費		1,113		
支出合計 (B)			98,891	
県からの委託料		支出合計 (B) - 収入合計 (A)	66,227	

☆ 追加資料

保守管理・保守点検の状況

1 清掃

(1) 方針及び考え方

清掃業務は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行います。当館職員も必要に応じ委託業者と一緒に清掃作業をサポートします。

【委託先】山陰リネンサプライ（株）

(2) 具体的な対応

鳥取産業体育館・鳥取屋内プール清掃作業基準仕様書に基づき実施します。

○日常清掃

毎日又は週間を単位に必要な応じ常時行う（下記日常清掃計画参照）。

○定期清掃

年に2回～3回行う（下記定期清掃項目参照）。

○特別清掃

年に1回～2回行う（下記特別清掃項目参照）。

○貯水槽の清掃（下記特別清掃項目参照）。

水道法（昭和32年法律第177号）建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づき、年1回清掃を行う。

○補足

体育館の床板の清掃については、平成29年5月29日付29施企第2号文部科学省通知「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」に従って実施。

○鳥取産業体育館・鳥取屋内プールの日常清掃計画

清掃箇所	作業内容	実施の頻度
玄関・ホール・廊下・階段	掃き掃除、水洗い又は水拭き、マット清掃、窓・台等拭き	毎日
更衣室・シャワー室	掃き掃除、水洗い又は水拭き、ごみ収集、衛生器具・扉・仕切等洗浄	毎日
トイレ	水洗い又は水拭き、ごみ収集、衛生器具・扉・仕切等洗浄	毎日
事務室	掃き掃除	毎日
研修室・会議室	掃き掃除、水洗い又は水拭き、窓・台等拭き	毎日
観客席、ステージ、ロビー	掃き掃除	毎日
喫煙指定場所	灰皿処理	毎日

定期清掃項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
床ワックス		●			●			●			●	
オイルコーティング		●				●						●

特別清掃項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ガラスクリーニング							●					
磁器タイル洗浄			●						●			
照明器具清掃								●				
金物磨き							●					
プールサイド清掃						●						●
貯水槽清掃			●									

2 プール清掃 /

(1) 方針及び考え方

経費削減のため、職員で清掃を行います。

清掃に必要な高圧洗浄機、排水ポンプ等については、清掃業者からレンタルし実施します。

(2) 具体的な対応

プール清掃は年2回実施します。

プールの水抜き、プール内及びプールサイド、備品等の清掃を行い、入水を実施します。

(1回目 4月実施予定)

2回目は例年10月に実施しているが、改修工事が予定されているため協議し決定します。

3 駐車場 /

(1) 方針及び考え方

できる限り施設内外の清掃は職員で行います。また、お客さまとも協力しながらゴミ拾いなど清掃を行い、美観の維持に努めます。

(2) 具体的な対応

ごみひろい、落ち葉ひろい、吸い殻清掃等を職員および委託業者等と一緒に毎日、午前、午後2回実施します。

4 除雪作業 /

(1) 方針及び考え方

冬場の積雪がある場合は、お客さまの歩行に支障がでないよう職員で除雪作業を行います。また、駐車場の除雪作業についても、職員で除雪作業を行います。積雪が多い場合は業者に依頼し除雪を行い、駐車スペースを確保します。

融雪装置を使用し除雪をします。

(2) 具体的な対応

- ・積雪状況に応じて、通路や駐車場の確保等の除雪作業を実施します。
- ・利用状況に応じて、早朝に除雪対応します。
- ・積雪状況に応じて、融雪装置を使用し除雪します。
- ・積雪が多い場合、駐車場の除雪は業者に依頼し除雪を行い、駐車スペースを確保します。

5 喫煙スペース ✓

(1) 方針及び考え方

利用者の中には喫煙者も多数いるため、館外に喫煙スペースを設置します。

(2) 具体的な対応

- ・体育館裏に喫煙スペースを設置。
- ・受動喫煙を防ぐため、出入口の扉は閉めます。

6 消防 ✓

(1) 方針及び考え方

消防設備・機械設備等保守は、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行います。

【委託先】(株)吉備総合電設

(2) 具体的な対応

建築基準法、水道法、消防法その他関係法令及び基準に基づき、消防用防災設備仕様書にそった点検を実施します。

- ・年2回保守点検作業を実施(9月・3月実施)
- ・年2回消防避難訓練の実施および緊急資材の確認(9月・3月実施)

7 電気工作物保守点検 ✓

(1) 方針及び考え方

電気工作物保安業務は、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行います。

【委託先】一般財団法人中国電気保安協会

(2) 具体的な対応

電気事業法に基づく保安規定および電気工作物保守点検業務委仕様書にそった点検を実施します。

- ・月次点検(年に3回)
ただし、絶縁監視装置による遠隔監視とする。絶縁監視装置による警報については、その都度報告書を提出。
- ・年次点検(年1回)
年に1回の停電点検を行う。
- ・臨時点検

必要に応じて実施。

8 警備

(1) 方針及び考え方

火災報知機等の警報装置が作動した場合は、すぐに火元の確認を行い、初期消火、避難誘導、消防への通報等迅速な対応ができるよう日ごろから訓練を行います。

さらに、お客さまや地域住民とのコミュニケーションを図り、「聞く」・「見る」・「話す」という基本的な行動を誠実に実行し防犯・防災における予兆、情報を見逃さないようにします。

また、職員の対応と休館日及び夜間の警備委託による 24 時間体制で事故・事件発生の防止に努め、万全な事故防止対策の徹底を図ります。

【委託先】山陰警備保障（株）

(2) 具体的な対応

○火災に対する適切な対応を図ること。

・年 2 回の消防避難訓練等により、火災発見時の通報、初期消火、避難誘導が迅速に行えるようにします。

○防犯に対する適切な対応を図ること。

- ・警備委託に関しては、施設警備業務仕様書による対応をします。
- ・防犯用カメラの導入を検討します。

詳細な対応等については、本文「5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応」に記載。

9 その他の保守点検

(1) 自動扉

①方針及び考え方

自動扉保守は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行います。

【委託先】ナブコドア（株）鳥取営業所

②具体的な対応

自動扉の保守は自動扉保守点検業務仕様書による保守点検を行います。

○設置場所 5 か所

- ・体育館 1 階正面玄関風除室（内、外）両開き自動扉建具取り付け感知器 2 台
- ・体育館 2 階観覧席出入口 両開き自動扉建具取り付け感知器 1 台
- ・プール側玄関 両開き自動扉建具取り付け感知器 1 台
- ・プール更衣室（女性、男性） 両開き自動扉建具取り付け感知器 2 台

- 自動扉の点検は委託業者により、年4回（6月・9月・12月・3月）実施します。
- 日常的に職員による点検（清掃、目視による異常、異音の確認等）を実施し、異常があれば委託業者連絡を取り、速やかに修理・復旧を行います。

(2) 自動制御機器 ✓

①方針及び考え方

自動制御機器保守は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行います。 ✓

【委託先】 島根電工（株）

②具体的な対応

- 自動制御機器の保守は自動制御機器保守点検業務仕様書による保守点検を行います。
- 電気式自動制御機器、電子式自動制御機器、計測機能に関する保守点検を実施します。
 - 自動制御機器の点検は委託業者により、年2回（7月・1月）実施します。
 - 日常的に職員による点検（目視による異常の確認等）を実施し、異常があれば委託業者連絡を取り、速やかに修理・復旧を行います。

(3) 冷温水機 ✓

①方針及び考え方

吸収冷温水機保守は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行います。 ✓

【委託先】 パナソニック産機システムズ（株）中四国支店

②具体的な対応

- 吸収冷温水機の保守は吸収冷温水機保守点検業務仕様書による保守点検を行います。
- サンヨー吸収冷温水機（大体育館用、管理系統用）2基の保守点検を実施します。
 - 自動制御機器の点検は委託業者により、年3回季節に合わせて冷暖房の切り替え及び点検を実施します。
 - 日常的に職員による点検（目視による異常の確認等）を実施し、異常があれば委託業者連絡を取り、速やかに修理・復旧を行います。

(4) 小体育館用エアコン ✓

①方針及び考え方

小体育館用エアコン保守は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行います。

【委託先】 (有)ケイエスディ ✓

②具体的な対応

小体育館用エアコンの保守は小体育館用エアコン保守点検業務仕様書による保守点

検を行います。

- ダイキンパッケージ型エアコンディショナー1台の保守点検を実施します。
- 自動制御機器の点検は委託業者により、年2回（5月・11月）実施します。
- 日常的に職員による点検（目視による異常の確認等）を実施し、異常があれば委託業者連絡を取り、速やかに修理・復旧を行います。

(5) 集熱器接続配管

①方針及び考え方

令和元年度に建築基準法12条点検時、ソーラーシステムの損傷が激しく危険であると判断されたため一部撤去された。

外部委託も解除したため、業者点検は行いません。

②具体的な対応

土台の鉄骨、ポンプ、配管等は残っているため、職員の日常点検で腐食等確認する。

○土台の鉄骨、ポンプ、配管等は、他の修繕要望と併せて県に予算要求します。

(6) ボイラー排ガス測定

①方針及び考え方

ボイラー排ガス測定は、専門業者に依頼することによりコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部発注するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行います。

【測定依頼先】(株)イーエイシー分析センター

②具体的な対応

排ガス測定は大気汚染防止法に基づき測定を行います。

○ボイラー（プール暖房用、給湯用、小体育館暖房用）3基、冷温水発生器R-1の測定を実施します。

○排ガス測定は専門業者により、年2回（6月、11月）測定を実施します。

(7) 簡易水道検査

①方針及び考え方

簡易水道検査は、専門業者に依頼することによりコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部発注するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行います。

【検査依頼先】公益財団法人鳥取県保険事業団

②具体的な対応

簡易水道検査は水道法等関係法令に基づき検査を行います。

○年1回（6月）、委託業者による受水槽清掃後、専門業者に依頼し検査を行います。

(8) プール水質検査・ろ過装置濁度

①方針及び考え方

プール水質検査・ろ過装置濁度は、専門業者に依頼することによりコスト的、技術

的に効果的と認められるため、外部発注するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行います。

【検査依頼先】公益財団法人鳥取県保険事業団

②具体的な対応

プール水質検査・ろ過装置濁度は遊泳用プール衛生基準に基づき検査を行います。

〇月に1回、専門業者に依頼し検査を行います。

(9) 二酸化炭素濃度測定

①方針及び考え方

二酸化炭素濃度測定は、専門業者に依頼しすることによりコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部発注するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行います。

【測定依頼先】公益財団法人鳥取県保険事業団

②具体的な対応

二酸化炭素濃度測定は遊泳用プール衛生基準に基づき検査を行います。

〇2ヶ月に1回、専門業者に依頼し検査を行います。

(10) 地下オイルタンク気密試験

①方針及び考え方

地下オイルタンク気密試験は、専門業者に依頼しすることによりコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部発注するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行います。

【試験依頼先】(株)北陽エンジニア・サービス

②具体的な対応

地下オイルタンク気密試験は消防法等関係法令に基づき検査を行います。

〇年1回(9月)、専門業者に依頼し試験を行います。

(11) エレベーター点検保守

①方針及び考え方

エレベーター保守は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行います。

【委託先】日本オーチスエレベータ(株)中国支店

②具体的な対応

安全最良の運転状態を維持するため、エレベーター保守点検業務仕様書による保守点検業務をおこないます。

〇遠隔監視

・モニタリング装置により、情報センターでの24時間継続で遠隔監視等。

〇定期点検

- ・3ヶ月に1回技術員派遣による運航データの分析、機械装置の点検、清掃、給油、調整を実施し、報告書の提出を受ける等。

○職員による日常点検の実施

- ・エレベーターに搭乗して、異音等がないかチェック。子どもなどが遊びで搭乗しないよう注意する等。

(12) 真空式温水ヒータ保守

①方針及び考え方

真空式温水ヒータ保守は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行います。

【委託先】(株) 森下久平商店

②具体的な対応

安全最良の運転状態を維持するため、真空式温水ヒータ保守点検業務仕様書による保守点検業務をおこないます。

- (株)前田鉄工所製真空式温水ヒータ(暖房用、給湯用)2台の保守点検を実施します。
- 真空式温水ヒータの点検は委託業者により、年2回(10月・3月)実施します。
- 日常的に職員による点検(目視による異常の確認等)を実施し、異常があれば委託業者連絡を取り、速やかに修理・復旧を行います。

10 保険

(1) 方針及び考え方

施設の管理運営には万全を尽くしますが、万一の事故で管理者に管理責任が発生した場合に円滑な補償等を行うため「社会体育施設保険制度」(スポーツファシリティーズ保険)へ加入します。

(2) 具体的な対応

①施設所有(管理)者賠償責任保険

●対人1億円/1事故3億円
●対物1事故1億円
●人格権侵害50万円/1事故1千万円
<p>体育施設の欠陥や施設指導員による指導に起因して他人の身体生命を害したり、他人の財物を損壊した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。</p>

②スポーツ災害補償保険(被災者1名につき)

●死亡・後遺症障害補償保険金額200万円
●医療保障保険金 日額2,500円
<p>体育施設内において保険期間中にその施設の利用者がアマチュアスポーツの練習、競技も</p>

しくは指導中に、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被り、体育施設の管理者が災害補償規程等に基づき見舞金を支払う場合、その見舞金に対して保険金が支払われます。

1 1 備品の管理 ✓

(1) 方針及び考え方

日常点検と定期点検を徹底することで、お客さまに安全に安心してご利用いただけるようにし、異常が発見された場合にはその場に近づかないよう注意喚起と応急処置等を行います。また、破損した備品の修繕は速やかに行います。

(2) 具体的な対応

- ・備品台帳による数量等の確認、整理。
- ・日常点検において、貸し出しする備品等は、各種管理台帳に異常の有無を記載し、毎日の巡回時に目視・触診での点検を実施。
- ・上級体育施設管理士等の有資格をもつ職員による設備・備品の点検整備を徹底。
- ・応急処置が可能なものは速やかに修繕。
- ・故障等で使用できなくなったものは、県に返還、購入等を依頼。

1 2 リース契約

(1) 方針及び考え方

新たに締結するリース契約の期間は、指定管理期間内に設定します。

(2) 具体的な対応

- ・複写機賃貸借契約の賃貸借期間は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までとします。
- ・新たにリース契約する場合も令和6年3月31日までとします。

1 3 修繕 ✓

(1) 方針及び考え方

利用に支障がないよう日常点検を行い、施設等の保全に努めます。

破損等あれば、発注1件当たり50万円未満は指定管理者で修繕を行い、それ以外のものは、県と協議又は予算要求を行います。

県から修繕指示があった場合は、指示に従います。

(2) 具体的な対応

- ・施設、設備の日常点検を行い、破損等の早期発見、早期対応を心掛けます。
- ・簡易な修繕は、できる限り職員で修理を行い、職員で対応できないものは、業者に見積を依頼し修理を検討します。
- ・見積徴収後、50万円以上であれば県に予算要求します。
- ・50万円以上で早急に修繕が必要なものについては、県と協議し決定します。

1 4 関係書類の整備

(1) 方針及び考え方

業務日誌、作業記録等はファイリングし、5年間保管します。

(2) 具体的な対応

- ・各担当者は責任をもってファイリングし、紛失又は滅失しないようにします。
- ・個人情報等重要書類は鍵がかかる書庫又は倉庫に保管します。

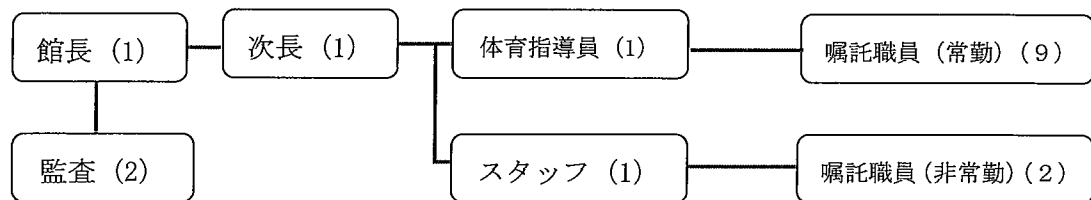
組織・人員体制

1 管理運営の組織

(1) 実施体制

管理運營業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働関係諸法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置します。

○産業体育館・屋内プール管理運営体制図



①施設の管理統括責任者として館長 1 名を配置します。館長は鳥取産業体育館・鳥取屋内プール運営管理の最高責任者として、施設管理および運営全般、鳥取県のスポーツの普及振興を推進するための見識が深く、調整力に優れた者を配置します。また、管理運営責任者として次長を 1 名配置します。次長は館長を補佐し、館長不在時には館長の職務を代理します。

館長・次長の他に救命講習を修了した計 7 名の常勤職員（嘱託職員（常勤）含）、嘱託職員（非常勤）2 名（毎日 1 名（休館日は除く））を配置した合計 15 名で当館の管理運營業務を行います。

その他、夏の繁忙期にはプール監視の嘱託職員（非常勤）を配置し対応します。

(2) 資格技術者の配置

法令等により配置が義務づけられている技術者として、次の資格を有する者を 1 名以上配置します。

①防火管理者（正職員）

甲種防火管理者 1 名（体育指導員）を配置します。

②電気主任技術者（委託可）

委託先：一般財団法人中国電気保安協会（県外事業者）に委託

委託期間：平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

③危険物取扱責任者

乙種 4 類危険物取扱者 1 名（嘱託職員（常勤））を配置します。

④ボイラー技士

2 級ボイラー技士 1 名（嘱託職員（常勤））を配置します。

2 日常の職員配置

標準的な職員配置の考え方

- ①施設の管理者として、原則的に館長または次長を管理事務室・受付に配置。(勤務のローテーションの関係で配置できない時間帯が生じる場合は、連絡できる体制をとります。)
- ②会計事務に精通した職員を管理事務室に常時配置。
- ③開館時間中はいつでも利用料金の収受ができるよう、事務所に常時2名以上配置します。
- ④トレーニング等に関する的確な助言や指導を行うとともに、スポーツ事故が発生した時に速やかに対処できるようにするため、公益財団法人日本スポーツ協会公認のスポーツ指導員(平成31年4月からコーチ1等へ資格名称変更)以上の有資格者を1名以上配置します。
- ⑤施設の管理運営に特化した、上級体育施設管理士等の有資格者を1名以上配置します。
- ⑥AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置します。
 - AEDを職員又は非医療従事者が常時使用できるよう管理します。
 - AEDを常時使用できるよう、月1回定期点検します。
 - ・毎日1回のバッテリーチェック等の日常点検実施(館内巡回時に実施)。
 - ・AED本体は令和2年9月に使用期限が切れるため、県に2台予算要求中。
 - AEDを使用した後においては、次回以降使用できるか否か点検します。

日常の職員配置(例)

実施業務	職員配置の時間帯	職名
管理事務室・受付	8:30~17:15	館長
管理事務室・受付	8:30~17:15	次長
公休		スタッフ
指導、プール監視等	11:30~20:15	体育指導員
機器点検、受付等	8:30~17:15	嘱託職員(常勤) 1
指導、プール監視等	9:30~18:15	嘱託職員(常勤) 2
受付、プール監視等	9:30~18:15	嘱託職員(常勤) 3
指導、プール監視等	11:30~20:15	嘱託職員(常勤) 4
受付、プール監視等	11:30~20:15	嘱託職員(常勤) 5
公休		嘱託職員(常勤) 6
公休		嘱託職員(常勤) 7
受付、プール監視等	13:30~22:15	嘱託職員(常勤) 8
指導、受付等	9:30~18:15	嘱託職員(常勤) 9
公休		嘱託職員(非常勤)
受付、巡回等	18:15~22:15	嘱託職員(非常勤)

一週間の勤務ローテーション (例)

	月	火	水	木	金	土	日
館長	A	A	休	A	Ⓐ	A	休
次長	Ⓐ	D	休	C	A	休	Ⓐ2
スタッフ	休	A	Ⓐ	休	D	Ⓐ1	A
体育指導員	B	休	休	D	C	B	D
嘱託職員 (常勤) 1	休	C	A	休	C	休	A
嘱託職員 (常勤) 2	C	Ⓐ	休	C	B	C	休
嘱託職員 (常勤) 3	B	休	休	C	B	B	C
嘱託職員 (常勤) 4	B	C	C	休	A	C	休
嘱託職員 (常勤) 5	D	B	休	B	B	休	休
嘱託職員 (常勤) 6	B	休	D	休	C	C	B
嘱託職員 (常勤) 7	C	A	休	B	休	D	C
嘱託職員 (常勤) 8	B	B	休	C	休	B	休
嘱託職員 (常勤) 9	C	C	休	Ⓐ	休	A	休
嘱託職員 (非常勤)	休	休	○	○	休	休	○
嘱託職員 (非常勤)	○	○	休	休	○	○	休
Ⓐ1 7:00~15:45 / Ⓐ2 7:30~16:15 / Ⓐ 8:00~16:45 / A 8:30~17:15 / B 9:30~18:15 / Ⓑ 10:00~18:45 / C 11:30~20:15 / ◎ 12:15~21:00 / D 13:30~22:15 / ○ 18:15~22:15							



自主事業の実施内容

1. 教室実施計画

(1) スポーツ教室

目的：子どもから大人、障がいの有無に関係なく、様々なライフステージに応じたスポーツ活動を推進しています。周辺住民の健康増進や地域活性化、生涯スポーツの普及振興を目的とし、健康増進や、ストレス発散、競技力向上等、様々な目的で参加できるようにします。

実施内容：子どもから高齢者まで幅広い年齢層に対応した教室となっています。

また、参加者のニーズに応じた教室プログラムの構築、実施を行い指導しています。

教室名 (種目)	対象	定員 (人)	期数(期) 1期21313	回数	期間	参加料 (円)	指導者
バドミントン (月曜日)	一般	25	3 期/年	10 /1期	令和2年5月から 令和3年3月	3,050	施設職員
卓球 (月曜日)	一般	25	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	3,050	施設職員
産体フィット ネス (火曜日)	一般	15	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	3,050	施設職員
テニス (火曜日)	一般	25	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	3,050	外部指導
ジュニア空手 (火曜日)	小学生	15	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	2,030	施設職員
テニス (水曜日)	一般	25	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	3,050	外部指導
卓球 (水曜日)	一般	25	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	3,050	外部指導
ジュニア卓球 (水曜日)	小学4 年 ~6年	25	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	2,030	外部指導
いきいき健康 (木曜日)	一般	15	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	3,050	施設職員

ジュニア新体操 (木曜日)	小学生 女子	25	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	2,030	施設職員
エアロビクス (金曜日)	一般	25	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	3,050	外部指導
バドミントン (金曜日)	一般、 高校生、中 学生	25	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	一般、 高、大 3,050 中学 2,030	施設職員
テニス (金曜日)	一般	25	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	3,050	施設職員

(2) 水泳教室

目的：水泳教室をつうじて体力・技術力・精神力の向上を図るとともに、子どもたちの健全育成を目指します。そして、生涯スポーツという側面から、成人・高齢者・障がい者への運動機会の提供、充実と健康増進をめざすことを目的とします。

実施内容：子どもから高齢者まで幅広い年齢層に対応した教室です。

各年齢層に合わせた教室プログラムを用意し、水に慣れる事から4泳法習得までのひとつひとつの動きを段階別に指導します。

教室名 (種目)	対象	定員 (人)	期数 (期)	回数	期間	参加料 (円)	指導者
一般 (月曜日)	一般	20	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	8,650	施設職員
幼児 (月曜日)	幼児 3歳～6 歳	20	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	4,070	施設職員
小学生 (月曜日)	小学生	25	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	5,090	施設職員
一般	一般	15	3	10	令和2年5月から	8,650	施設職員

(火曜日)					令和3年3月		
小学生 (火曜日)	小学生	25	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	5,090	施設職員 外部指導
幼児 (木曜日)	幼児 3歳~6 歳	20	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	4,070	施設職員
小学生 (木曜日)	小学生	25	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	5,090	施設職員
一般 (木曜日)	一般 高校生	15	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	一般 8,650 高校生 7,630	施設職員
一般(午前) (金曜日)	一般	15	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	8,650	施設職員
一般(午後) (金曜日)	一般	15	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	8,650	施設職員
小学生 (金曜日)	小学生	25	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	5,090	施設職員
幼児 (土曜日)	幼児 3歳~6 歳	20	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	4,070	施設職員
小学生 (土曜日)	小学生	25	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	5,090	施設職員
小・中学生 (土曜日)	小学生	25	3	10	令和2年5月から 令和3年3月	5,090	施設職員

(3)短期開催型の水泳教室

目 的：夏休みや、夏のシーズンを利用した教室事業を実施することにより、水泳に対しての興味・関心を持ってもらい、自身の健康づくりや、競技特化した指導により、水泳を役立ててもらおうことを目的としています。

実施内容：水泳・スポーツを専門とする職員が在籍していることを活かし、短期集中でレベルに応じた指導を行います。

教室名 (種目)	対象	定員 (人)	期数 (期)	回数	期間	参加料 (円)	指導者
I. 小学生①	小学生	25	1	5	令和2年 8月3日 から 8月7日	2,545	施設職員
I. 小学生②	小学生	25	1	5	令和2年 8月3日 から 8月7日	2,545	施設職員
II. 小学生①	小学生	25	1	5	令和2年 8月17日 から 8月21日	2,545	施設職員
II. 小学生②	小学生	25	1	5	令和2年 8月17日 から 8月21日	2,545	施設職員

教室名 (種目)	対象	定員 (人)	期数 (期)	回数	期間	参加料 (円)	指導者
一般 (月曜日)	一般	20	1	5	令和2年 8月から9月	4,325	施設職員
幼児 (月曜日)	幼児 3歳~6 歳	20	1	5	令和2年 8月から9月	2,035	施設職員
小学生 (月曜日)	小学生	25	1	5	令和2年 8月から9月	2,545	施設職員
一般 (火曜日)	一般	15	1	5	令和2年 8月から9月	4,325	施設職員
小学生 (火曜日)	小学生	25	1	5	令和2年 8月から9月	2,545	施設職員 外部指導
幼児 (木曜日)	幼児 3歳~6 歳	20	1	5	令和2年 8月から9月	2,035	施設職員

小学生 (木曜日)	小学生	25	1	5	令和2年 8月から9月	2,545	施設職員
一般 (木曜日)	一般 高校生	15	1	5	令和2年 8月から9月	一般 4,325 高校生 3,815	施設職員
一般(午前) (金曜日)	一般	15	1	5	令和2年 8月から9月	4,325	施設職員
一般(午後) (金曜日)	一般	15	1	5	令和2年 8月から9月	4,325	施設職員
小学生 (金曜日)	小学生	25	1	5	令和2年 8月から9月	2,545	施設職員
幼児 (土曜日)	幼児 3歳~6 歳	20	1	5	令和2年 8月から9月	2,035	施設職員
小学生 (土曜日)	小学生	25	1	5	令和2年 8月から9月	2,545	施設職員
小・中学生 (土曜日)	小学生	25	1	5	令和2年 8月から9月	2,545	施設職員

(4) 水球教室

目的:水球を通して子どもの体を育てるだけでなく、心も育てます。水球をする中で得られる成功体験から自分に自信が付き、また、集団で目標に向かって頑張ることにより、相手を思いやる気持ちが持てる子どもの育成を目的としています。

実施内容:水球を専門とする職員と、外部の専門指導者が年間を通して、基礎から段階的に指導し、最終的に試合ができるまでに育成します。

水球 (土曜日)	小学生 中学生	30	1	36	令和2年 4月から 令和3年 3月	1ヶ月 1,520	施設職員 外部指導
-------------	------------	----	---	----	----------------------------	--------------	--------------

(5) 障がい者水泳教室

目的:障がい者の水泳・水中運動及び水泳競技活動を通して、障がい者の社会参加活動を促進するとともに、障がい者自らも社会貢献活動を行い、障がい者の心身の健全な発達と活力ある日本社会の構築に寄与することを目的としています。

実施内容:水慣れから泳法指導や泳ぎが苦手な方でも可能な水中運動を中心に、施設職員と障がい者協会の職員とで指導します。

障がい者 (金曜日)	障がい者	10	1	22	令和2年 4月から9月 令和3年 2月から3月	無料	施設職員 外部指導
---------------	------	----	---	----	----------------------------------	----	--------------

2. イベント計画

- ・イベント名:フィジカル&スキルトレーニング(体育館・プール)

目的:児童期の運動神経発達を目的とし、体を動かすスポーツに関心・意欲を持たせる

実施内容:運動神経発達を促すコーディネーショントレーニングを実施

実施時期:4月、5月、9月予定

収入計画:参加費1人500円保険料込み

- ・イベント名:室内フリーマーケット

目的:家庭の不用品をリサイクルする目的とする。

実施内容:販売ブースの提供

実施時期:5月、12月予定

収入計画:出店料1ブース500円

- ・イベント名:着衣泳講習会

目的:プール・海水浴等での着衣による溺死事故を防ぐための講習

実施内容:着衣泳による泳法

実施時期:6月予定

収入計画:無料

- ・ イベント名 : 室内グラウンドゴルフ
目 的 : グラウンドゴルフを通じて高齢者の体力向上、健康促進を図る。
実施内容 : 8 ホール×3 ラウンド
実施時期 : 6 月予定
収入計画 : 参加費 1 人 1000 円

- ・ イベント名 : カヌー体験教室
目 的 : カヌー競技の普及
実施内容 : 専門指導員による基礎動作の習得及び実技
実施時期 : 6 月
収入計画 : 参加費 1 人 800 円

- ・ イベント名 : スキューバダイビング体験会
目 的 : スキューバダイビングの普及
実施内容 : 専門指導員による基礎動作の習得及び実技
実施時期 : 7 月予定
収入計画 : 参加費 1 人 800 円

- ・ イベント名 : わんぱくレスリング教室
目 的 : レスリングをつうじて体力・技術力・精神力の向上を図るとともに、子どもたちの健全育成を目指し、レスリングの普及を行う。
実施内容 : マット運動及び遊びを取り入れたレスリングの基本動作
実施時期 : 3 月、7 月予定
収入計画 : 参加費 1 人 500 円保険料込み (

- ・ イベント名 : ローソンカップ小学生さわやか卓球大会
目 的 : 県内から全国で活躍する選手を生み出す
実施内容 : リーグ戦及び決勝トーナメント
実施時期 : 9 月予定
収入計画 : 参加費 1 人 800 円保険料込み

- ・ イベント名 : 障がい者スポーツイベント
目 的 : ニュースポーツつうじ体力向上、運動機会の提供、充実と健康増進をめざすことを目的とします。
実施内容 : ニュースポーツの体験

実施時期 : 11 月予定
収入計画 : 無料

・イベント名 : 館長杯スポーツ大会

目 的 : 体育館利用者の技術力向上やスポーツを通じて交流を図る。
実施内容 : リーグ戦
実施時期 : 12 月予定
収入計画 : 参加費 1 人 500 円保険料込み

・イベント名 : 新春初泳ぎ

目 的 : 年末年始で運動不足になりがちな時期に、体を動かすきっかけづくりや定期的に利用していただいているお客様に還元するイベント。
実施内容 : 子供対象のプール内での宝探し及び参加者に粗品の提供
実施時期 : 1 月 4 日
収入計画 : 無料

・イベント名 : 泳力検定会

目 的 : 泳力の向上を図る。
実施内容 : 日本水泳連盟公認泳力検定の実施
実施時期 : 3 月予定
収入計画 : 参加費の徴収 1 種目 300 円

3. 広告事業

実施予定なし

4. 自動販売機設置

実施内容 : 利用者の利便性を図る目的で自動販売機を設置し販売手数料を徴収する。

設置台数 : 12 台

設置者選定 : コンペティション方式により、鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プールの自動販売機設置事業者を選定。選定方法等の詳細は、鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プール自動販売機設置事業者募集要項による。

設置者	台数	設置期間
鳥取ペプシコーラ販売(株)	清涼飲料水 3 台	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日
えびす本郷(株)	清涼飲料水 3 台	平成 31 年 4 月 1 日～

	アイスクリーム 1 台	令和 6 年 3 月 31 日
ナショナルベンディング(株) 鳥取営業所	清涼飲料水 2 台	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日
ネオス(株)鳥取営業所	清涼飲料水 1 台	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日
(株)戸信	清涼飲料水 1 台	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日
アシード(株)	清涼飲料水 1 台	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日

①ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは、販売しない。

②青少年に有害な書籍、玩具等は、販売しない。

③ゲーム機類は、設置しない。

5. その他

○事業名：コピー・ファクシミリ利用提供

目 的：お客さまのニーズも高いことから利便性を考え、コピー・ファクシミリの利用提供をする。

実施内容：お客さまの利便性を考え、コピー・ファクシミリの利用提供を行う。利用は実費での提供とし、利用料金はコンビニ等の料金をもとに算出。

収入計画：実費による設定料金は下記のとおり。

片面印刷 A4・B4 サイズ 1 枚につき 10 円（白黒）

A4・B4 サイズ 1 枚につき 50 円（カラー）

A3 サイズ 1 枚につき 20 円（白黒）

A3 サイズ 1 枚につき 80 円（カラー）

両面印刷 A4・B4 サイズ 1 枚につき 20 円（白黒）

A4・B4 サイズ 1 枚につき 100 円（カラー）

A3 サイズ 1 枚につき 40 円（白黒）

A3 サイズ 1 枚につき 160 円（カラー）

ファクシミリ（送信）1 枚につき 30 円

（受信）1 枚につき 10 円

委託・工事の発注状況

運賃手法

1. 発注済委託

業務名	業者名	契約期間	契約額 (円)	県内・県 外の別	県外発注する理由
警備委託	山陰警備保障(株)	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	293,166	県内	
清掃作業・受水槽	山陰リネンサプ ライ(株)	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	14,713,204	県内	
消防設備保守	(株)吉備総合電設	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	2,195,440	県内	
吸収式冷温水機 保守	パナソニック / 産機システムズ (株)中四国支店	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	2,640,000	県外	メーカーとの特約店契約があり 営業区域が鳥取 県での契約権限 が支店(広島 市)
小体育館用エア コン保守	(有)ケイディエ ス	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	878,400	県内	
自動扉保守	ナブコドア(株) 鳥取営業所	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	1,383,480	県内	
自動制御機器保 守	島根電工(株)	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	3,458,700	県外	メーカーとの特約店契約があり 営業区域が鳥取 県での契約権限 が本社(松江市)
電気工作物保安 業務	(一財)中国電 気保安協会	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	1,096,902	県外	営業区域が鳥取 県での契約権限 が本社(広島 市)
真空式温水ヒー ター保守点検	(株)森下久平商店	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	1,298,000	県内	
エレベーター保 守点検	日本オーチス・ エレベータ(株)中 国支店	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	4,743,360	県外	メーカーの特約 店契約があるた め)

2. 委託の発注予定（令和2年度追加分）

業務名	発注方法	発注先（県内・県外）	県外発注する理由
予定なし			

3. 工事の発注予定（※すでに予定があれば記載）

業務名	発注方法	発注先（県内・県外）	県外発注する理由
予定なし			

電力の調達方法

契約業者名：中国電力株式会社

契約期間：平成31年4月1日から令和6年3月31日

契約料金：2019年10月1日以降使用分

基本料金単価 1,732.50 円／kW（1キロワット、1月につき）

電力量料金単価（1キロワット時につき）

夏 季 14.34 円／kWh

その他季 13.11 円／kWh

上記単価は消費税等相当額を含む

選定方法：一般競争入札 ✓

